

議事日程(第3号)

令和5年3月6日 午前9時開議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 第1号議案 | 神河町一般職の任期付職員の採用等に関する条例制定の件 |
| 日程第2 | 第2号議案 | 神河町自転車等の放置防止に関する条例制定の件 |
| 日程第3 | 第3号議案 | 神河町個人情報の保護に関する法律施行条例制定の件 |
| 日程第4 | 第4号議案 | 神河町情報公開・個人情報保護審査会に関する条例制定の件 |
| 日程第5 | 第5号議案 | 神河町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 日程第6 | 第6号議案 | 神河町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定の件 |
| | 第7号議案 | 神河町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 日程第7 | 第8号議案 | 神河町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件 |
| | 第9号議案 | 神河町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 日程第8 | 第10号議案 | 神河町建設残土砂等処分地設置条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 日程第9 | 第11号議案 | 令和4年度神河町一般会計補正予算(第9号) |
| 日程第10 | 第12号議案 | 令和4年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号) |
| 日程第11 | 第13号議案 | 令和4年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第12 | 第14号議案 | 令和4年度神河町介護保険事業特別会計補正予算(第4号) |
| 日程第13 | 第15号議案 | 令和4年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算(第4号) |
| 日程第14 | 第16号議案 | 令和4年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第15 | 第17号議案 | 令和4年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第16 | 第18号議案 | 令和4年度神河町水道事業会計補正予算(第4号) |
| 日程第17 | 第19号議案 | 令和4年度神河町下水道事業会計補正予算(第3号) |
| 日程第18 | 第20号議案 | 令和4年度公立神崎総合病院事業会計補正予算(第4号) |
| 日程第19 | 第21号議案 | 令和5年度神河町一般会計予算 |
| 日程第20 | 第22号議案 | 令和5年度神河町介護療育支援事業特別会計予算 |
| 日程第21 | 第23号議案 | 令和5年度神河町国民健康保険事業特別会計予算 |
| 日程第22 | 第24号議案 | 令和5年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算 |

日程第23	第25号議案	令和5年度神河町介護保険事業特別会計予算
日程第24	第26号議案	令和5年度神河町土地開発事業特別会計予算
日程第25	第27号議案	令和5年度神河町訪問看護事業特別会計予算
日程第26	第28号議案	令和5年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算
日程第27	第29号議案	令和5年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算
日程第28	第30号議案	令和5年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算
日程第29	第31号議案	令和5年度神河町浄化槽事業特別会計予算
日程第30	第32号議案	令和5年度神河町水道事業会計予算
日程第31	第33号議案	令和5年度神河町下水道事業会計予算
日程第32	第34号議案	令和5年度公立神崎総合病院事業会計予算

本日の会議に付した事件

日程第1	第1号議案	神河町一般職の任期付職員の採用等に関する条例制定の件
日程第2	第2号議案	神河町自転車等の放置防止に関する条例制定の件
日程第3	第3号議案	神河町個人情報の保護に関する法律施行条例制定の件
日程第4	第4号議案	神河町情報公開・個人情報保護審査会に関する条例制定の件
日程第5	第5号議案	神河町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
日程第6	第6号議案	神河町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定の件
	第7号議案	神河町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
日程第7	第8号議案	神河町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
	第9号議案	神河町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
日程第8	第10号議案	神河町建設残土砂等処分地設置条例の一部を改正する条例制定の件
日程第9	第11号議案	令和4年度神河町一般会計補正予算（第9号）
日程第10	第12号議案	令和4年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
日程第11	第13号議案	令和4年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
日程第12	第14号議案	令和4年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
日程第13	第15号議案	令和4年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第4号）
日程第14	第16号議案	令和4年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第2号）
日程第15	第17号議案	令和4年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第2号）
日程第16	第18号議案	令和4年度神河町水道事業会計補正予算（第4号）

日程第17	第19号議案	令和4年度神河町下水道事業会計補正予算(第3号)
日程第18	第20号議案	令和4年度公立神崎総合病院事業会計補正予算(第4号)
日程第19	第21号議案	令和5年度神河町一般会計予算
日程第20	第22号議案	令和5年度神河町介護療育支援事業特別会計予算
日程第21	第23号議案	令和5年度神河町国民健康保険事業特別会計予算
日程第22	第24号議案	令和5年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算
日程第23	第25号議案	令和5年度神河町介護保険事業特別会計予算
日程第24	第26号議案	令和5年度神河町土地開発事業特別会計予算
日程第25	第27号議案	令和5年度神河町訪問看護事業特別会計予算
日程第26	第28号議案	令和5年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算
日程第27	第29号議案	令和5年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算
日程第28	第30号議案	令和5年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算
日程第29	第31号議案	令和5年度神河町浄化槽事業特別会計予算
日程第30	第32号議案	令和5年度神河町水道事業会計予算
日程第31	第33号議案	令和5年度神河町下水道事業会計予算
日程第32	第34号議案	令和5年度公立神崎総合病院事業会計予算

出席議員(10名)

1番	小島義次	6番	吉岡嘉宏
2番	木村秀幸	7番	松岡宣彦
3番	澤田俊一	8番	藤森正晴
4番	廣納良幸	9番	藤原資広
5番	安部重助	12番	小寺俊輔

欠席議員(1名)

11番 栗原廣哉

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

局長 小林英和 主査 鵜野雄二郎

説明のため出席した者の職氏名

町長	山名宗悟	建設課長	野崎直規
副町長	前田義人	地籍課長	藤田晋作
教育長	入江多喜夫	上下水道課長	谷 和 人

総務課長 岡 部 成 幸
総務課参事兼財政特命参事
..... 黒 田 勝 樹
税務課長 長 井 千 晴
住民生活課長 平 岡 民 雄
住民生活課副課長兼防災特命参事
..... 井 出 博
農林政策課長 前 川 穂 積
ひと・まち・みらい課長
..... 真 弓 憲 吾
ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事
..... 石 橋 啓 明

健康福祉課長 桐 月 俊 彦
健康福祉課参事兼保健師事業特命参事
..... 木 村 弘 美
会計管理者兼会計課長
..... 北 川 由 美
町参事兼病院副院長兼事務長
..... 春 名 常 洋
病院総務課長兼施設課長
..... 井 上 淳 一 朗
教育課長兼給食センター所長
..... 高 橋 宏 安
教育課参事兼社会教育特命参事
..... 宮 本 公 平

午前9時00分開議

○議長（小寺 俊輔君） 皆さん、おはようございます。それでは再開します。

ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達していますので、第111回神河町議会定例会の第3日目の会議を開きます。

栗原廣哉副議長から、病气加療中のため欠席届が提出されておりますので、御報告申し上げます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案の審議に入る前に申し添えておきます。

議員各位においては、会議規則第54条第1項では、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないと規定されています。また、同規則第55条第1項では、質疑は同一議員につき、同一の議題について3回を超えることができないと規定されています。会議規則第54条及び第55条遵守の上、お願いいたします。

町当局におかれましては、質問に対して明瞭かつ的確な答弁をお願いし、会議の進行に御協力いただきますようお願いいたします。

それでは、早速議案の審議に入ります。

日程第1 第1号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第1、第1号議案、神河町一般職の任期付職員の採用等に関する条例制定の件を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

6番、吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 6番、吉岡です。この1号議案の任期付職員の採用に関する条例制定については、第1条で上位法でよると、平成14年法律第48号で決まっているという説明を受けたんですけども、なぜこのたびこの条例ができたか、そのいきさつですね。例えば、特定任期付職員ということで、給料の高い37万6,000円から始まってます俸給表使うんですが、例えば、自治体DX、デジタルトランスフォーメーションで、例えばNTTのOBの人、めどがついているんだよとか、そういうことがあるのやったら分かるんですけど、この提案されたいきさつ、何かあると思うんです。それについてお願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。お答えをさせていただきます。この令和5年度から、一応こういった任期付職員の採用をしようという予定はしておりますので、そのために条例制定をしようと思っておるんですが、具体的な部署、あるいは役所や役どころというか、そういうところについてはちょっと今後の人事のこともありますので、そこはちょっと控えさせていただきたいなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） ありがとうございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。今、この春から採用予定があるということやったんですけども、行政の高度化、多様化、デジタル化に対応できる専門的な知識、経験、優れた識見がある人材の採用ということで説明があったんですけど、今、人事の都合で予定は言えないということなんですけど、条例を見ますと、別表で給与の月額が号給として1から4まで定めてあります。この金額の根拠ですね、それをお聞きしたいのと、この条例には、ちょっと私、読み込んでないんですが、勉強不足で申し訳ないんですけども、役職ですね、一般職等については役職の規定、いわゆる等級の規定があって役職が明示してあると思うんですけども、これは給与の号給だけの指定なんですけども、役職はどう、何をもち役職をつけられるのか、それを教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。まず、別表の号給表の根拠とおっしゃられました。これは上位法のほうで、多分見ていただいた議員さんもいらっしゃると思うんですけども、1号給から、たしか7号給ぐらいまで号給が上位法のほうでありました。そのうちですけども、神河町のほうで条例制定をさせていただくときに、町の町長、副町長、教育長という特別職の給料表があって、その金額を上回る部分については、この別表のほうから削除をしたというか、上限を三役までとさせていただきます。そのために、この号給は1号給から4号給までを別表として掲げさせ

ていただいております。

それから、役職でございますけれども、専門的な職員ということで、特段今のところは現在の条例でうたっている役職をそのまま利用させていただこうと思っておりますが、この第2条の第1項のほうで規定をしております高度な専門的な知識の方については、おおむねの弁護士さんであるとか、そういう専門的な職種が決まっておるんですが、それ以外の方については町の条例に基づいて採用をいたしますので、一応条例に基づく役職をつけさせていただくということにしております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。先ほど2点のほうについて答弁お聞きしましたけど、本来このちょっと変わった体系ってということで、何かのいわゆる緊急性があって多分上程されてると思うんですけど、ぼやっとするんじゃなくて、やっぱりある程度こういう方向でこうなんや、例えば、うちのほうでこれは足りないから、この人を、専門的な知識を持たれた方、また国家資格持たれた方をお願いしたんやということ言ってもらわないと。給料のほうは町長を超えないような形で制定ってのもおかしい話やし、もし本当に立派な方だったら、これで来ていただけるかどうかも分かりませんので、やっぱりもうちょっと具体的な話を聞かせていただかないとよう分からないんです。慌ててせんなん必要性があるのかどうかということも出てきますので、それを踏まえて説明をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。具体的な明示をしていただきたいということをおっしゃられたと思うんですが、この条例を策定させていただいたのは、先ほど私のほうから申し上げましたとおり、ある程度のといいますか、今後の採用予定を持つ中で条例制定をさせていただいておるんですが、この条例の全体的なことでは、これから専門的な職員というのが、民間企業からの採用も含めていろんなケースが出てくると思うんです。特に、このデジタル化でいいますと、コンピューターの関係、これから国を筆頭にどんどん進めていこうとされておりますし、それから、資格を持たれた方の専門職的な方も今後、町のほうでも必要であろうというようなことで、今までも法律はあったんですが、たまたま神河町のほうでは採用の予定がなかったので条例制定をさせてもらってなかったですけども、これからのことを考えて条例制定をさせていただいたということで、この方やとか、この部署やということについては、ちょっとこの場では明言を避けさせていただきたいなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。町のジョブ型の採用のほうも、やはり並行して考えていくというような考え方でいいんでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 藤原議員おっしゃられるとおり、これからのことを考えて、幅広いこの任期付職員の採用ということを考えておりますので、これからもそういう採用のチャンスといいますかね、採用のことがありましたら、これを有効に使っていききたいなというように幅広く考えております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

5番、安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） 5番、安部です。任期についてお願いするんですけども、契約ですね、先に、その契約、1年契約なんか、それとも2年契約、3年契約というふうな形でいかれるのか。そのときに、その人が神河町の今目標にしとる仕事に対して適正かどうかということが若干ずれて、ああ、ちょっと失敗したなということもあるかも分かりません。そういうときに、次の新しい人に切り替えたいなというふうな問題が出てきたときに、その契約が破棄されて新しいほうにいくんか、その辺のところがちょっとお聞きするんですけども。それで、当然専門職ということになります。当然、専門職だからこそそういうことが言えるのかなど。適しているか適していないかというのは、やっぱりそこで働いてもらわなければ分からない部分は出てくるんじゃないかというふうに思うんです。その辺のところいかがでしょう。

○議長（小寺 俊輔君） 岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。任期のことについての問いでございますが、まず任期のことでいいますと、最大5年の任期となります。それで、5年のうち当初何年を採用するかというのは町のほうで決めさせていただいて、例えば1年であるとか、2年であるとか、3年であるとかって決めて雇用というか任用をするわけですけども、あくまで5年までの間であれば延長することができるということになってございます。したがって、先ほど質問のようにありました、この職員だったらということで採用したけれども、どないいうんですかね、少しこちらが思ってた方じゃなかったというような場合がもちろん出てくるかもしれませんが、そういった場合に対応するという事ではないですけども、マックスの5年ではなくて、3年とか2年の契約をさせていただいて、状況を見て、また延長させていただくというような任用の仕方もあるというように御理解お願いしたいなと思います。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。ちょっとその採用予定というところにこだわってしまうんですけどね、町の令和5年度の、今から事業、当初予算も審議しようとする場、その場で、これは当初予算に計上されとるんですか、または補正対応で考えておられるんですか。仮に当初予算に計上されておるのであれば、町の姿勢としてこういうふうを考えているということはやっぱりおっしゃるべきじゃないかなと思うんで

すけども、いかがですか。

○議長（小寺 俊輔君） 岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。具体的にどこのどういった採用をされるのかということをご事前に、予算もあることですので教えていただきたいということでございますけれども、私のほうからなかなかその部分につきましては回答しにくい部分でございます。私どもが想定をしている職場での、この今の時点での情報公開といいますかね、発信をすることによっていろんなところに影響があるのではないかと、私自身はちょっと危惧をしているところもありますので、具体的なところについては少し御勘弁をといたしますか、お願いをしたいなというふうに思っております。御理解よろしくお願いたします。（「議長、暫時休憩を求めます」と呼ぶ者あり）

○議長（小寺 俊輔君） 暫時休憩します。

午前 9 時 1 3 分休憩

午前 9 時 1 5 分再開

○議長（小寺 俊輔君） 再開します。

それでは、澤田議員の質問に、当初予算に計上されているのかどうかということと、それと予算の審議にも関わることなので、お答えできる範囲で答えてほしいということなので、その点を踏まえて、総務課長、もう一度改めて答弁をお願いします。

岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。大変失礼をいたしました。先ほどの澤田議員の御質問でございます。どこの部署かということでございますが、一応、今、役場のほうで想定をいたしておりますのが、病院でございます。病院の看護部のエリアといいますか、部のほうで採用を予定をいたしております。当初予算でございますが、一応 5 年度の予算で計上をいたしております。先ほど私のほうから申し上げましたとおり、現時点ではそういった専門職ということで予定をいたしておりますけれども、今後においては、先ほどの藤原資広議員からの御質問もありましたとおり、町のほうでそういった専門的な採用を、任期をつけて採用をするということが出てこようと思しますので、そういったところでは採用もさせていただきたいなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第1号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第1号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第2 第2号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第2、第2号議案、神河町自転車等の放置防止に関する条例制定の件を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。この条例案のほうなんですけども、もう既に撤去されてるんですか。ちょっとそこを先にお尋ねいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 井出住民生活課副課長兼防災特命参事。

○住民生活課副課長兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。

この件に関しましては、昨年9月頃から、そういった自転車につきまして地域の方から一定の苦情がございましたので、担当のほうから現場を調査しまして、数か月にわたってずっと調査をしてきたわけなんですけども、大体20台程度の自転車が常時止まっているというような状況でございました。そういった状況で、改善に向けて注意札等を取りあえず貼って様子を見てきたわけなんですけども、なかなか減らないというような状況でございました。

そんな中で、昨年12月頃に警告札といいますか、もう少し強めの札を貼りまして様子を見てきましたら、徐々に台数が減ってきたというところで、ある程度減ったところでロープを張ってというような対応もしたんですけども、10台ぐらいまでは減ってきたんですけども、それ以降はなかなか減らないというような状況が続いていたんですけども、今年に入りまして状況も大分改善してきたわけなんですけども、そのときに警察のほうとも相談しまして、防犯登録のほうも確認した上で、所有者さんが分かればその方に連絡という形をしたんですけども、どうしても9月頃から常時止まっている自転車が5台程度ございました。やはり自転車がそこに止まっていると、止めていいんじゃないかなというふうに勘違いされるということもありましたので、町のほうで、その5台については、その場所から別のところに移動はさせているという状況でございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。もう既に撤去されて、多分駅前の辺りの自転車のことを言っておられるかとは思いますが。この条例は、一つの法律を基にされ

てますけど、民法の240条でこれに関する規定、多分ありますよね。民法240の規定に基づいて、遺失物法という、多分あると思います。それは、警察なり公安委員会とも連携を取りながら、こういういろいろな処分ができるというような規定があるんですけど、今の場合、何にもたてりがない状態で、もう既に行為をされています。当然、全て、例えば通学者である程度追っかけられる範囲でなくて、犯罪性のことも当然出てきますから、やっぱり警察なり公安とも連携取れる体制しとかないと、ましては処分もなかなかしにくいと思いますんで、そこの考え方どうやったんでしょうか。それまで検討されたんかどうか、お聞かせください。

○議長（小寺 俊輔君） 井出防災特命参事。

○住民生活課副課長兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。

おっしゃられるように、こういった自転車の措置ということに関しては、個人の所有物、個人の財産になりますので、なかなか対応がしにくいというようなことでございます。警察のほうと協議をしまして、その自転車について、先ほどおっしゃられたように遺失物として、落とし物というようなことになるかなと思うんですけども、そういった対応ができないかなということも協議をさせていただきました。そのときに、防犯登録を当然確認も警察のほうに依頼して調べたわけなんですけども、防犯登録に関しましては、10年を超えるとその期限が切れてしまうというようなことでございました。その最終的に残った自転車につきましては、そういった防犯登録も切れていたというような状況でございます。

自転車に関しましては、JRの駅前ですので、個人の意思でもってそこに駐車されたということがございますので、そういったものは遺失物には当たらないというようなことで、警察のほうに引き取ってもらいたいというようなこともお願いしたんですけども、そういった対応ができないということでもございましたので、今回この上位法に基づきまして条例を制定させていただいて、適正に措置をさせていただこうというところでございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。ちょっと私もこの条例の制定されようとするということについてはええことやと思うんですけども、そしたら今回の措置は、どの法律に基づいて今動かされて、どこに保管されているのか分かりませんが、その保管状況によっては、仮に所有者から、どういうんですか、申出があったりしたときに、その保管状況が悪くてなくなってしまってるのか、そんなことがあったら何してるんか分からん状況になりますので、状況として、今の状況を教えてほしいのと、そもそもどの法律に基づいて処理されたのか。今回、根拠法令にされてる自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律の第5条の6号ですね、必要があると認めるときは、法令の規定に基づいて撤去等に努めるものとするという規定があるんで

すけども、この法令の規定に基づき、どの法律を準用されて今の措置を行われているのか、そして、今、神河町にどっかに保管されてることが、本当に法的にそれ大丈夫なのかどうか、それを教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 井出防災特命参事。

○住民生活課副課長兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。

現在、その場所から撤去、移動させてはいただいているということで、この撤去に関しましては、先ほどおっしゃられたように、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律の第6条に規定されている部分の第1項の部分かなというふうには感じております。これにつきましても、条例の定めるところによりというふうな規定がされておりますので、今、現時点では神河町にはこういった条例はございませんので、この法律に基づいた撤去というような状況ではないかなというふうなことは、認識はしております。

しかしながら、調査を始めたのが9月で、半月以上その場所に放置されたままであるということ、そして、自転車の状況につきましても、大変さびも進んでおりまして、また防犯登録も切れているということでございますので、一定その場所で放置されているということですので、警察とも協議した結果、不法投棄というような形にはなりづらい案件かなというふうには感じておりますけれども、それだけ長いこと放置されているという状況を鑑みまして、廃棄というところまでは、こちらは対応、今のところはできないということですが、その場所から一時的に町の施設内、倉庫的なところですけども、そのところに適正に保管をさせていただいてるという状況でございます。この条例が制定されましたら、この条例では、6か月間保管して、公示もして、それでも所有者が現れなかった場合には町に帰属されるということでございますので、この今現時点、撤去している自転車につきましても、同じような形で6か月間保管させていただいて、措置をさせていただこうかなというふうには考えております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。ということは、条例、この参考にされた法律では、今、井出特命参事も言われたとおり、条例で定めるところにより動かして保管できるとあるんですけども、条例が定められないままにそういう行為を町としてされたということではよろしいですか。

○議長（小寺 俊輔君） 井出防災特命参事。

○住民生活課副課長兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。

この条例に基づいての措置ではないということでございます。しかしながら、先ほど申し上げましたように、長期間放置されている状況ということで、こちらもしっかりと調査をさせていただいた上で、警察のほうにも盗品としての取扱いもされてない、また、遺失物というような形で届出もないというような状況で、長期間そこに放置されているということですので、町としては一定不法投棄、一般廃棄物というような形での取扱いとい

うふうな形で、一時的にはそういうことでそこから撤去させていただいたというところ
でございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。先ほどのその前の答弁の中では、警察
は不法投棄にもならないというあれですね、そんな説明があったように思うんですけども。
今回そういうことがあるので条例制定したいというのは分かるんですけども、それ
ならば、やはりこの条例制定をした後にそのようなことを、実際の対応をすべきであっ
たのではないかなと思います。この案件につきましては、恐らく議運の委員長の当初の
報告では付託議案になると思いますので、その辺のところ、もう少し整理をしていただ
いて、またその場でお答えいただきたいと思うんですけども。

もう1点、私はこの条例が提案されてから、先ほど言いました根拠の法令、それと兵
庫県の自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例、それと、福崎町、姫路市、加古
川市の条例等を勉強させてもらいました。その中で、神河町のこの条例の中の第2条の
定義の5号のところに、町有地等という規定があるんですね。ほかの福崎町も含め、姫
路市さん、加古川市さんも含め、いわゆる町有地等という規定ではなしに、公共の場所
ということで、具体的に道路、公園、河川敷、駅前広場等々の公共の用に供する場所と
いうね、具体的に明記をされとるんですね。明記された上で、放置禁止区域を指定され
ています。神河町の場合は、そういう町有地等というぼやとした範囲の規定しかなく
て、まして、その上で放置禁止区域の指定も行われていない。これ住民の側から見ると、
この条例を見ても何を言うとするんかっていうのはよう、どこのことってよう分からんわ
けです。この放置禁止区域の指定をなぜされないのか、その条項がなぜないのか、それ
を教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 井出防災特命参事。

○住民生活課副課長兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。
おっしゃられるとおり、放置禁止区域を設定されている市町もでございます。この放置禁
止区域につきましては、放置自転車によりまして歩行者や車両の通行の支障となるばか
りか、交通事故の原因や災害、緊急車両の通行を阻害するなど人命に関わるような問
題を引き起こす可能性がある区域を基本的に設定されているというようなところかなと
いうふうに思います。

神河町につきましては、自転車の利用状況、また駅周辺の状況など、現在のところ放
置自転車によることでの交通事故、また緊急車両の通行などの支障が出るといったとこ
ろではないというようなところでして、この禁止区域を設定されている町もあれば、そ
ういった禁止区域の設定がないというような市もございまして、当町におきましては、
そのような利用の状況から見まして、禁止区域までの設定は要らない、必要がないかな
というふうな判断をしております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。3回目ということになりますので、質問いたします。

いわゆる未整備の状態でもう既に撤去されたということで、また、そのときの説明では6か月間って話もありました。この条例も6か月間という、いわゆるダブルになるんですけど、やはり役場の駐車場にもレッテル貼ってある紙もあります。自転車だけじゃなくてほかにもあるんで、今言いましたように、自転車だけ言われるんやったら、あれ役場のやつどうするんですかっていうことになりますんで、もうちょっとものをはっきりしてこないと、具合悪いじゃないですか。だから、お手つきでもうやってしもうた後整理のための条例じゃおかしくなりますんで、手順踏んでやらないとややこしなると思えますよ。当然これも警察も絡んでくる話になりますんで、それについての考え方がかたがででしょう。

○議長（小寺 俊輔君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田です。未整理のうちというお話がありました。当然そのとおりです。手順を踏んでということかなと思ってます。一部、今、役場の一般の方の駐車場に、自転車ではないですがと、自動車あるということがあります。このことに関しましては、総務課長、窓口になりましたけれども、弁護士ともやり取りをしまして、警察ともやり取りをしました。先ほど来、話が出てますように、自転車もそうですが、自動車にも所有者があるわけですし、まずは所有者と連絡を取るとか、手順を踏んでいくわけですが、それが取れない状況であるとか、自転車の場合はもう、先ほど井出のほうの話させていただいたとおり、10年以上たつと防犯登録が消えるということですので、所有者が分からなくなるということで、若干取扱いが違ってくるんですが、その際に、例えば役場でいうと、駐車場の利用に支障が出るということが起きますので、もう処分してよろしいですかということから確認をし始めているんですけども、結論としましては、処分ができないということになります。何ができるかということ、駐車場で支障にならないように、町有地の中で動かすことは構いません。それは動かしても構わないというふうに法律的には解釈されるらしいです。ただ、町有地の外に出すことができないということですので、自転車に関しても、前もってやったというふうなことではあるんですが、町が管理している土地から町が管理している施設のところで保管をしておくというふうなことで理解をしていかないと、通行の妨げになっているというふうな苦情が出てくることを放置するわけにはいかなかったということがありますので、手続のことはありますけれども、法律の考えられる範囲の中でぎりぎりできることをやっというふうにして、正式に手続を踏む必要がありますので、条例制定をさせていただくという手続を今回、提出をさせていただいたということですので。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。よろしいですか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

お諮りします。本議案については、民生福祉常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。よって、第2号議案は、民生福祉常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第3 第3号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第3、第3号議案、神河町個人情報の保護に関する法律施行条例制定の件を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第3号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第3号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第4 第4号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第4、第4号議案、神河町情報公開・個人情報保護審査会に関する条例制定の件を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。25ページの附則のところちょっと教えてほしいんですけども、先ほどの議案の18ページの附則の第2項では、旧条例は廃止するというふうに書いてあるんですね。ですけども、この条例の第2条を見ると、神河町の情報公開条例、いわゆるこれ旧条例に当たると思うんですけども、これを一部改正するって書いてあるんですけども、前の条例で廃止されてる条例を一部改正っていうのは、ちょっと私、意味がよく分からないんです。教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。澤田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

今回、今25ページで言われている附則につきましては、一部改正をしようとしてお

ります。これについては、神河町情報公開条例の一部改正をしようとしております。それから、前議案の条例で削除をいたしましたのは、神河町個人情報保護条例でございます。そこで、ちょっと本当に私、似たような条例名がいっぱい出てきますので、この3号議案、4号議案、一括で提案させていただかずに分けて説明させていただいたのは、本当に似たような法律名、似たような条例名がいっぱい出てきますので、ややこしいなと思ってしまったんですが、本当に非常にややこしい条例名になっておりますが、そこら辺りを御確認いただけたらと思います。ありがとうございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

5番、安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） 5番、安部です。23ページなんですけども、第4条で、委員は優れた識見を有する者のうちから町長が任命するということなんですけども、この優れた識見、この内容、法律にかなり詳しい人だと思うんですけども、これを町民から選ぶのか、そして、外部から選ぶのかのお尋ねします。

○議長（小寺 俊輔君） 岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。この審査会の委員でございますが、実は御承知のとおり、いまだ神河町では開いたことがございませんので、実際に委嘱した委員さんっていうのはないんです。ないんですが、最近でいいますと、隣の市川町で委嘱をされた経過がございまして、そこを参考にさせていただきますと、大学の教授であったりとか、それから、姫路市の個人情報保護審査会の委員をされている方であったりとか、それから弁護士さんであったりとかという、そういった本当に専門的な方を委嘱されております。

当町におきましても、もしこういう事案が出てきました場合には、そういった専門的な方を委嘱したいなというように、私どものほうでは考えております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） 5番、安部です。重ねてお聞きするんですけども、この次に補欠の委員を選んでおくというような文面じゃないかと思うんですけども、この辺のことに、やっぱりこの7名以上、プラス1名、8名なりになるんですけども、その辺のとも任命されるわけですか。

○議長（小寺 俊輔君） 岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 補欠の委員といいますのは、委員の方が退任をされた場合に、次の委員を選ぶということにはなるわけですけども、補欠の委員につきましても、事前に選んでおくほうがいいのではないかと考えております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか、質疑を終結しても。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第4号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第4号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第5 第5号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第5、第5号議案、神河町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第5号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第5号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第6 第6号議案及び第7号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第6、第6号議案、神河町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定の件、第7号議案、神河町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件の2議案を一括議題とします。

上程2議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 終結してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより議案ごとに討論、採決を行います。

まず、第6号議案について討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第6号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第6号議案は、原案のとおり可決しました。

続いて、第7号議案について討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第7号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第7号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第7 第8号議案及び第9号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第7、第8号議案、神河町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件、第9号議案、神河町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件の2議案を一括議題とします。

上程2議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。第9号議案の部分でお尋ねしたいんですけども、新旧対照表の58ページですね、この条例の施行日が本年4月1日からということであるんですけども、その58ページの新旧対照表の第6条の2には、安全計画の策定ということがうたわれています。それと、第12条の2は、業務継続計画の策定ということがあるんですけども、この計画、4月1日施行ですので、この計画はもうできておらんとあかんと思うんですけども、既にできておりますか。できておるのであれば、少しその中身ですね、どんなことを決めとんやという概略で結構ですから、教えていただけませんか。

○議長（小寺 俊輔君） 宮本教育課社会教育特命参事。

○教育課参事兼社会教育特命参事（宮本 公平君） 教育課、宮本でございます。安全計

画等につきましては、現在作成中でございます。不定期でございますので、計画内に実施時期を定め、安全安心な運営に努めたいと考えております。現在、危機管理マニュアルのほうを作成しております。できるだけ早く完成させたいと思っております。以上でございます。

- 議長（小寺 俊輔君） 質疑の途中ですけれども、少しシステムに不具合が出ておりますので、ここで暫時休憩といたします。再開を10時10分とします。

午前 9時50分休憩

.....

午前10時10分再開

- 議長（小寺 俊輔君） 再開します。

それでは、休憩前に引き続き、質疑に入ります。質疑のある方。

3番、澤田議員。

- 議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。今、先ほど休憩前に宮本参事のほうからまだ安全計画とか業務継続計画がつくれてないという答えだったんですけども、4月1日からこれもう施行するのに、本来ならばこの条例を考えられるときに、もう一緒につくっておかないと間に合わないんじゃないですか。その辺のところを。

それと、仮に、まだ今作成中ということやったんですけども、具体的にどういう中身のことを決めるとあかん計画なんか、それぞれ教えてください。

- 議長（小寺 俊輔君） 宮本社会教育特命参事。

- 教育課参事兼社会教育特命参事（宮本 公平君） 教育課、宮本でございます。先ほどの質問で説明が不足しておりまして、申し訳ございません。安全計画につきましては、今回、提案させていただいております議案の57ページのほうの附則のところ、6条、安全計画につきましては、令和6年3月31日まで猶予がございます。その関係で、今、管理マニュアルを基に安全計画を作成している途中でございます。それから、継続計画のほうにつきましても、令和6年3月31日までに策定をするようにという努力義務がございますので、そちらのほうを今、作成中でございます。

安全管理等の作成のところですが、想定するリスクや、それから感染症、それから自然災害、それから外部からの侵入者等に対する対応について計画を立てる予定でございます。現在も危機管理マニュアルのほうもある程度できておるんですが、その部分と、それから今回の条例に関するところで不足している部分を調整しまして、計画をつくっていきたいと考えております。以上でございます。

- 議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

- 議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより議案ごとに討論、採決を行います。

まず、第8号議案について討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第8号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第8号議案は、原案のとおり可決しました。

続いて、第9号議案について討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第9号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第9号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第8 第10号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第8、第10号議案、神河町建設残土砂等処分地設置条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。新旧対照表61ページの左側、改正後の第6条のところの下線が引かれた部分ありますけども、災害等の発生によるものを除きおおむね1,000キログラム以内とすると、新たにこういう文言が入ってきたわけですが、実際、その受入れの量がもう残り少ない状況という中で、あえてこの災害等の発生によるものを除きということは、除きということは災害等の発生によるものは入れると解釈できると思うんですけども、これ入れること自体が地元の御理解が得られた上でのこの条例改正なのか。

それと、実際に災害が起こりますと、大量の搬入が予定される中で、実際にあの場所で受入れが可能なのかどうか、それを教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡住民生活課長。

○住民生活課長（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡です。澤田議員の御質問ですけども、まず、災害等の発生によるものを除きということで、災害で発生したものは受け入れるということで、議員のおっしゃるとおりでございます。

この災害等というところで、例えば、火災、民家火災とか、そういったものも含むと

いうことにしております、火災等に遭われて、瓦とか、ニガ竹に運べるものには限りはございますけども、そういったものについては受入れをしていくということでございます。そして、災害、自然災害等もあるわけですけども、それは、議員もおっしゃられたように、規模にもよるとは思いますが、そのときの状況に応じて受け入れるものは受け入れていきたいというふうに考えております。これにつきましては、地元の御理解もいただいているところでございます。

容量につきましては、確かに一旦満杯状態になっておりますが、今、整備工場の中で、想定しておりますが、1,000立米程度の新たな容量をそこに設置する予定でございますので、その範囲の中で受入れをしていくということを考えております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第10号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第10号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第9 第11号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第9、第11号議案、令和4年度神河町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。7ページから8ページに繰越明許費の記載がございます。その8ページの繰越しの理由の道路メンテナンス事業、これ具体的に工事の場所というか、それを教えていただけませんか。

○議長（小寺 俊輔君） 野崎建設課長。

○建設課長（野崎 直規君） 建設課、野崎でございます。澤田議員からの質問にお答えさせていただきます。

道路メンテナンス事業の繰越しにつきましては、まず新田のセンチンノ木谷橋、それから越知の向野橋、岩屋の茶木原橋、加納の高垣橋、大山の上段垣内橋、川上の新薬師橋、それと、大川原の水ノ谷トンネルの点検も繰り越しております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 建設課長、申し訳ないんですけど、もう少しゆっくりもう一度言っていただけますか。お願いします。

○建設課長（野崎 直規君） 失礼しました。まず、新田区のセンタンノ木谷橋、越知区の向野橋、岩屋区の茶木原橋、加納区の高垣橋、大山区の上段垣内橋、川上区の新薬師橋、それと、大川原区の水ノ谷トンネルの点検業務でございます。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方。

8番、藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 8番、藤森です。19ページの上の枠の機能性野菜6次産業化事業の補助金の減額でございます。これは、山田地内に設置予定のニンジンジュース工場が中止になったという形の減額でございますけれど、山田区においても、町の事業であり、非常に信頼をし、事業を進める思いで皆おられたわけなんですけど、中止という形になりました。これについて、行政としての受け止め方を聞かせていただきたい。

○議長（小寺 俊輔君） 真弓ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（真弓 憲吾君） ひと・まち・みらい課、真弓でございます。議員御指摘の機能性野菜6次産業化事業でございます。住民の皆様への説明会ということでも開催していただきまして、その中でも御説明をさせていただきました。基本的には町も事業者と一緒に寄り添いながら進めてきたという事業でございますが、一番主体となられます事業者さんの経営状況がうまくいかなかったということございまして、住民説明の中でもその辺の説明をさせていただいたと、向こうの事業者さんの社長さんにもお越しいただきまして、御説明をいただいたということでございます。また、地権者協議といたしますか、地権者様のお一人お一人にも一応お出合いしまして、事業が執行できなくなったということで、申し訳なかったということで謝罪に回らせていただいたということでございます。また、関係方面、農業委員会ですとか、また姫路農林事務所とか、そういう関係部署にも一々お断りというか、謝罪をさせていただいたというところでございます。

今後は、この事業者さんの経営状況ということがどの程度回復するかということにもよるわけですが、この事業としては中止ということにさせていただきます。せざるを得ないという状況になっております。このアグライノベーション事業につきましては、町も一緒になって立ち上げてきた事業ということですので、寄り添いながら、引き続きやっていくということでございます。

また、今回、山田区の方々には大変御迷惑をおかけすることにもなったんですが、山田営農さんはじめ関係の方々とは、いろいろ農産物の取引ですとか、そういうものは引き続きお付き合いをいただく予定としておりますので、そのお付き合いの中で何とか信頼関係を取り戻せるように、事業者さん、そして行政も寄り添いながら、共に対応していきたいというふうなことで考えているところでございます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 8番、藤森です。山田区皆さんにしても、また関係者にしても、非常に町の信頼をなくされております。信用をなくしております。もう行政が信じられなくなったなという形で皆思っておるわけなんです、今回、区において、事業主のK T S社長、関係課と謝罪に来られたわけなんです、行政は関与しないといながら、なぜこういう結論出たときに関して、町の主である町長が謝罪に来ないのかというような意見も出ました。そういった中で、町長の思いを聞きたい。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） ニンジンジュース工場の計画を断念するということにつきましては、神河町といたしましても非常に残念な思いでございます。もうこのニンジンジュース工場を建設をし、そして、農業の6次産業化を進めていくということについて、この間、農振地域の除外に当たっても、土地所有者の皆様方、そしてまた農振地域の除外していく手続等も含めて、兵庫県、そしてまたこの審議会等においてもいろいろと協議をしていただいて、町としても何とか前に進めていきたい、町がどのように関わることによってそれが実現できるのかというところで、計画当初からスタートしたものでございます。

そういう意味において、今回、最終的には融資が受けられないというこの部分、融資が受けられないという、町が神河町としてどのように関与しても解決できない問題があるというところにおいては、もう本当に残念な思いでございます。そんな中で、ただ、事業主体、実際この事業を進めていくというか、事業をするのはこの企業でございまして、企業からの申出によって地域創生の基本であります産官学金労言、そういった考え方に基づいて進めてきておりますので、そういう意味において、最終的に断念するに至ったわけでございます。

それについて、町長がなぜ来ないのかという話ですが、私としては、この一つの企業誘致の中で、結果的に融資が受けられないがために実現できないという、そういう部分において、そのことについて、どういうんですか、どうすることもできないという部分がありますから、私としては地元に出向いていくという思いはございませんでした。ただ、これまでも、どこまで行政が関わってきたのかというところがどこまで伝わっているのか分かりませんが、急遽、融資が受けられないんだという、そういう状況が生まれた段階で、私としても、ならば行政がどのように関わったら実現できるのか、そういうふうなところも企業と協議もしながらやってきたところでございます。これまで、この事業については、行政が投資をするという、そういう目的の事業で進んではきていなかった。企業のほうからも、こういう計画をする、そんな中で行政に協力をいただきたい、じゃあ、どのように協力できるのか、そこが地方創生の国の補助金があるのであれば、その補助金を活用して事業を進めていく上において、町が申請者となってする部分についてはもう全面的に協力をするという、そういうことでやってきておりましたので、その中

で地元とも役場のほうが間に入れていただいて、事業推進に努めてきたところでございますので、そういう意味においては、あくまでも企業がメインといいますか、そういうふうな中でありますから、町長が出向いて、神河町として申し訳ございませんでしたという、そういうことではないと私は考えております。

○議長（小寺 俊輔君） 藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 8番、藤森です。今、町長が言われたけれど、町民としては、やはり町の事業だなという思いと、町が進めておる事業だからという思いがある中であります。今の町長の答弁が、町民は少しは納得いく人もあるけれど、恐らく行政は何を考へるとのかという思いであろうと思います。

それと、今回1回だけでございません。前回は、福本においてもまるしいたけの件で、これはまた内容的には違う面におきまして、行政の大きな失態でありますと私は思っております。今回も同じような形で行政が地方です中で、こういう失敗が出たということは、今後しっかり考えていかなければ、恐らく企業は来ないかも分かりません。もっと信頼できる町に進める方向で、信念を持って事業を進めなきゃいけないと思います。いかがですか。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 行政の失態と言われたんですが、少し私は、その辺りは認識が違っているというふうに考えております。ニンジンジュース工場については、もう当初から私ども聞いて、私もこれまで、今発言がありましたように、まるしいたけの件もございました。そして、またその以前に牧場誘致のそういった事業もあったわけで、その2つ、これまで過去においての共通した部分は融資のことです。融資がうまくいかない。銀行からお金が借りられないということが分かったということでありまして、役場のほうも、私自身、そういった裏づけをしっかりと取った上で事業を進めなければいけないということを、もう強く思っておりましたし、担当課のほうにも、そこはしっかりと伝えておりました。担当としても、そこは十分把握した上で進めてきたということでもあります。

ですので、今回のニンジンジュースについても、国に申請する段階においても、地方創生の多くの事業が申請する段階において、その事業計画、収支計画も含めて申請をしますから、その収支計画の裏づけとして金融機関からの融資というところも、そこが決定しているのか、していないのかということも一定このめどが立った中で申請をするというふうにこれまで来ておりましたから、そういう意味においては、申請する段階においては良好な経営状態であったということでもあります。

そのような中で、新型コロナウイルス感染拡大という、そういった想定外の大きな経済への影響が出てくると同時に、経営も厳しいという、そういうふうなところが、その結果、経営状況が厳しくなる。一番最初は、金融機関もオーケーというふうな話になっていても、その状況の中で経営が厳しくなってくれば、やはり判断も違ってくると。そ

れが今回のニンジンジュース工場の中止につながったと私は判断しているところでございます。そこに至るまで、私としても何とか、何とか実現したい、そのために、たとえこの規模を縮小してでもいいから何とかできないかということも言ってきましたし、行政としてももう少し何か支援できないのかということもいろいろと協議もさせていただいたわけですが、事業を縮小したとしても、やはり金融機関からの融資を受けないとその事業はできないということでもありますから、金融機関からの融資が受けられないということになれば、結果として事業ができないという、そういうこととなりました。

したがって、行政としては、これまで一生懸命実現に向けて努力をしてきたということとは、絶対にここは紛れもない事実といえますか、一生懸命やってまいりましたから、私としても非常に残念な思いであるということでございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。歳入の13ページの国庫補助金ですけども、15款の2項の国庫補助金、その中の総務費国庫補助金のところに新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、このたびの増額が48万6,000円ですけども、総額では、たしか財政特命参事は2億3,500万円余りぐらいの総額になるとおっしゃったんですけども、歳出のほうでもそれぞれ事業で増減があるんです。増額のほうで今回は病院事業会計、また上下水道事業会計への補助等が出とんですけども、反面、この充当先での事業で減額された補正も今回出てます。一度、整理をお願いできないかなと、総額の充当先が分かるものを付託審査を行います総務文教常任委員会のときまでに提出をお願いできないかなと思うんですけども、議長、よろしく取り計らいをお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） そうしたら、黒田特命参事、この新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の、いわゆるこの対する充当先と、当初どんだけの予算を組んで、補正をどんだけかけて、最終的にはこの金額になったってという一覧表を総務の付託のときまでに作っていただくように、私のほうからお願いしておきます。

黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。非常に臨時交付金、充当先等が複雑なので分かりにくいということで、口頭でもいろいろ説明させていただいてるんですけども、確かに口頭では分かりにくいというふうに思います。議長のほうからもありましたので、充当先と、それから補正等で積み上がってきた部分、そういった部分でできるだけ分かりやすい表で整理をさせていただいて、付託委員会というところで御提出をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。3回目です。今回の補正で減額補正が

たくさんあるんですね。本会議初日の総務文教常任委員会の事務調査の報告の最後にも申し上げたんですけども、いわゆる減額補正が出てくるときの理由として、今回、想定していた事業ができなかったというのは、この機能性野菜の6次産業の補助金の分で減額されてるといえるのは分かるんですけども、それ以外の事業で当初予算で想定しとった事業がしっかりとできた上での減額なのか、その辺のところを各担当課長さんの上で、いや、実はこの減額の中でこの部分はちょっと予定しとった事業ができなんだんやと、そういうことがあるのであれば説明をお願いしたいなど。経費節減に努めた上、また、ほかの財源を確保した上での減額っていうのは、私はありやと思うんですけども、当初予定しとった分ができなかったのがニンジン工場以外にあるのであれば、思い当たる課長さんおられたら、それぞれ手を挙げていただいて、この場で説明をお願いしたいと思います。

○議長（小寺 俊輔君） 岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。今、澤田議員がおっしゃられた、想定していたけどもできなかったというところでございますが、予算書でいいますと18ページの総務管理費の一般管理費の委託料で、システム改修委託料というのがございます。1,395万4,000円、この中の、この予算書の中ではちょっと中の内訳は分からないんですが、行政手続オンライン化事業ということで、予算を組んでいた部分があります。具体的に、少し細かいことになりましたけども、RPA業務というものをオートメーション化するというか、コンピューター化するという業務を予定をいたしておりました。ところが、それをやろうとしても、職員の知識といいますか、少しハードルが高いのではないかと。導入してもなかなか活用ができないのではないかとというようなことが業者さんとの協議の中でありまして、これこのまま今入れるわけにはいかないなというようなこともありましたので、今年度は導入を見送らせていただいたということで、金額でいいますと895万4,000円ですけれども、見送ったという経緯がございます。

総務課のほうでは以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかの課で。

前川農林政策課長。

○農林政策課長（前川 穂積君） 農林政策課、前川でございます。農林業費の関係では、林業分の地域おこし協力隊が採用のしりましたけれども、辞退があったことによりて皆減、全部減少ということになっております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかの担当課はございますか。

平岡住民生活課長。

○住民生活課長（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡です。予算書19ページの2款3項1目戸籍住民基本台帳費の中で、18節の負担金、補助及び交付金407万9,000円の減額でございます。これ事業ができなかったという意味合いではないんですけども、

これまで国から補助金を受けて地方公共団体システム機構、マイナンバーカードを作成しているところですが、そこにそれに係る事務費を町のほうからお支払いをしてたということですが、これが国のほうから直接この機構のほうにお金が行くことになりまして、これが年度途中にこういった情報が入ってきまして、今回減額をさせていただいたということでございます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部です。もう1点、申し上げたい点がございまず。先ほどと同じ18ページの同じ一般管理費の委託料のシステム改修委託料でございますが、その中で行政用コンピューターの運営事業という業務がございまず。その中で、パソコンのリースを予定をいたしておりましたが、現在、無線LAN、役場内の無線ルーターによって運用している部分について、その無線ルーターのファームアップのバージョンアップをやらないと新しいコンピューターに接続ができないということが分かりましたので、その部分については、ファームアップを行った上でコンピューターのリースを行うということにいたしましたので、その関係でパソコンリース料の300万円については、今年度は見送らせていただいたという点も併せて御報告をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） そのほかの担当課長はよろしいですか。やろうと思っていたけどもできなかった事業は、ほかにはございまずせんか。

もし思い出されて、ありましたということであれば、また総務の付託のときにでも改めて発言していただきたいと思ひます。

それでは、ほかに質問のある方。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。全般的にいわゆるマイナス補正予算ということになつてくるんですけども、合併当初、多分190名ぐらい職員がおつたと思ひます。今は多分111名ぐらいってということで、職員も2分の1に減つています。いわゆる処理能力のほうでいきますと、正直落ちてきているのかなと思ひます。コロナの関係で、国からこれしてくれ、あれしてくれってたくさん金流れてますから、そこでパワー的に町で処理できなかつて余剰金ができるんやったらまだ分かるんですけど、やはりもともと職員の手が足りないのに、いわゆる甘い計画立てて、残っているならもっともって考え方変えていかないと、毎年同じことをせんとあかんのんで。やはり、一遍マイナスの分、よう詳細に分析してほしいんですよ。国から強制的にいうんか、一方的に来たやつで間に合わなかつたって誰も分かるんですけど、そのほかの事業でもう手が回らないのに、これもあれも言われてもできない話なんで、それやったらそれで、また今から先の事業計画も考えていかないと、毎年毎年、実はとかいう話もおかしい話なんで、ちょっとそこら辺の点検をよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。今回、3月という部分の補正は、不用額の減額が非常に多いということでございます。その要因について分析が必要だろうということでございます。もっともこのことございまして、視点としては、不用が、まず1点が、やるべき計画ではあったけどもそれが執行できなかった、それはなぜなのかというところが1点だろうというふうに思います。

それから、この税を有効に活用するという中で、できるだけ効率化、そして効果的に進めなければいけないというのが、もうこれ最大の我々の責務というふうに認識をしております。そういう中で、各課の中で努力した部分で不用が出てきたというような部分もでございます。

そして、実際に計画段階が非常に、予算の積算ですね、それが甘いんじゃないかというような御指摘かというふうに思いますが、その部分で少し予算の中に当初の予定よりも実績が落ちてくるというところなんです。しかし、私も予算の編成に当たって一番注意してるのが、過剰な、過大な予算積算ということがないようにということで、これも査定の中で話をしています。その中で見積り等、そういったものについても1社だけというようなものではなくて複数取る。そして、そういったところも含めながら、確かにマンパワー不足の部分を中心にそれぞれの課が把握してるかといったところも一つの観点でもあろうかというふうに思っています。新たに取り組んでいく新規の事業に対して、マンパワーとしてどうなんだってというようなところも、聞き取りもやっているところでございます。非常に大切なところの御指摘を受けましたので、もちろん御指摘の部分についてはやっているつもりなんですけど、これ、つもりというだけでは駄目なので、さらにそういったところを、予算の編成をしていく中で十分に検証をして予算化をしてまいりたいというふうに考えてございますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

お諮りします。本議案については、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。よって、第11号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第10 第12号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第10、第12号議案、令和4年度神河町国民健康保険事

業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。歳入のほうで保険税の徴収の分がいわゆる現年分、落ちてます。この主立った理由、もし分析されていたら教えていただけませんか。

○議長（小寺 俊輔君） 長井税務課長。

○税務課長（長井 千晴君） 税務課、長井でございます。保険税の減額につきましては、先ほどの一般会計のほうの補正でも上げておりました個人の町民税が減額になっておりました、個人の所得のほうが減っているというところもございます。また、被保険者数が年々減ってきておりました、そういったところが減額になっている要因となっております。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑ございませんか。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第12号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第12号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第11 第13号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第11、第13号議案、令和4年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第13号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第13号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第12 第14号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第12、第14号議案、令和4年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

本議案については、総務文教常任委員会に審査を付託した第11号議案、令和4年度神河町一般会計補正予算（第9号）との関連がありますので、本議案に対する討論、採決は最終日に行います。御了承願います。

日程第13 第15号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第13、第15号議案、令和4年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第15号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第15号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第14 第16号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第14、第16号議案、令和4年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第16号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第16号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第15 第17号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第15、第17号議案、令和4年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第17号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第17号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第16 第18号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第16、第18号議案、令和4年度神河町水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

本議案についても、第14号議案と同様の理由により、本議案に対する討論、採決は最終日に行います。御了承願います。

日程第17 第19号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第17、第19号議案、令和4年度神河町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。本議案についても、第14号議案と同様の理由により、本議案に対する討論、採決は最終日に行います。御了承願います。

日程第18 第20号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第18、第20号議案、令和4年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

本議案についても、第14号議案と同様の理由により、本議案に対する討論、採決は最終日に行います。御了承願います。

ここで暫時休憩とします。再開を11時15分とします。

午前11時00分休憩

午前11時15分再開

○議長（小寺 俊輔君） 再開します。

日程第19 第21号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第19、第21号議案、令和5年度神河町一般会計予算を議題とします。

質疑に入る前に申し添えておきます。

一般会計につきましては、配付しておりますとおり、議長から指定します質疑の範囲において、同一議員、質疑3回の原則を適用してまいります。

以上、議員各位には格段の御協力をお願いします。

それでは、本議案に対する質疑に入ります。

まず、歳入について、事項別明細書、1款町税から11款地方交付税、17ページまでをお願いします。質疑のある方。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。17ページに地方交付税があります。その中に普通交付税があるんですけど、小学校、中学校、児童数も減ってます。生徒数も減ってます。スクールバスの、普通交付税の中で算入されるときに台数、それぞれ分かったら教えていただきたいのと、それから算出のときに、単価、ちょっと分かりましたら教えていただきたいんですけど。

○議長（小寺 俊輔君） 真弓ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（真弓 憲吾君） ひと・まち・みらい課、真弓でございます。スクールバスの関係で算定しております関係でございます。小学校便が4台、中学校便

を5台ということでカウントしておるということでございます。

○議長（小寺 俊輔君） 単価は分かりますか。

黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。スクールバス関係につきましては、台数は真弓のほうが申し上げたとおりでございます。今、それとあと、測定の単価ということなんですが、少し今お答えできませんので、調べさせていただいて、後ほどということでもよろしく願いをいたしたいと思えます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。よろしいですか。次に移ってよろしいですか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） それでは、次に、12款交通安全対策特別交付金から22款町債、33ページまでをお願いします。質疑のある方。

3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。予算書の21ページの国庫補助金です。この中で、今年度の新規事業の財源としましてデジタル田園都市国家構想交付金、地方創生拠点整備とデジタル実装が上げられてますけども、これの採択見込みと申しますか、もう採択されとるんですか、今からまだ見込みなんですか。それ、教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。採択はまだされてございません。それで、まず地方創生の拠点整備型、デジ田の交付金ですが、こちらのほうは、公園・図書コミュニティセンターに充当するということで、現在計画のほうを申請を出してるというところでございます。それから、もう一つの、デジタル実装型ですが、これが急性期の救急医療の連携ネットワークということに充当予定ですが、これについても今現在、計画のほうを申請をしているというような状況でございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） その採択の可否が出るのはいつ頃になるとか、分かりますか。

黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） それぞれに複数回の交付の申請のチャンスがあるわけですが、今回の部分については、採択のほうが3月末というふうなことでお聞きをしております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。12款から22款。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 藤原です。23ページに、総務費の県補助金で市町村の振興支援交付金があるんですけど、その中の2で、地方バス等公共交通維持確保対策も、これ入っていると思うんですけど、以前たしか3分の2の県の補助だったと思うんですけど、今、多分15分の2に減らされてるんですけど、その理由、何か分かったら教え

ていただけませんか。

○議長（小寺 俊輔君） 真弓ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（真弓 憲吾君） ひと・まち・みらい課、真弓でございます。議員御指摘の市町振興支援交付金でございます。おっしゃるように15分の2が県からの交付金ということで、出てくるということでございます。以上です。

○議員（9番 藤原 資広君） 理由を聞きたいんや。3分の2から減った理由。

○議長（小寺 俊輔君） 黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。年々、県の財政の事情もあろうかと思いますが、こういった形で補助率が下がってきてるっていうのは、この交付金に限ったものではございません。今年度についても15分の2ということなので、来年度以降に補助分が落ちるといったところはお聞きをしてませんので、この部分でいくのかなというふうに思っております。ですので、少しそれぞれ財政事情が厳しいのはどこも同じでございますので、その枠が下がってきてるっていうようなことであるということですので。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに、質疑ありませんか。歳入、終わってよろしいですか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） それでは、歳出に入ります。

1款議会費、35ページまでをお願いします。議会費はよろしいですか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） それでは、次に、2款総務費、56ページまでをお願いします。質疑のある方。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。42ページの委託の中にコミュニティバスの運行委託料があります。先ほど地方交付税でお聞きした意味は、スクールバスが小学校で4台、中学校で5台、で9台ということになります。多分、スクールバスですから、予備の車両も含めて十二、三台は常時なければ、学校の関係で急に帰宅というようになりますと対応できませんので、分かるんですけど、それと今進められようとしてるデマンド交通の関係、バスは置いとかなしようないと。いわゆる利用者は少ないからもうデマンドバスも併用という考え方なんですけど、その全体的なすり合わせっていうか、やり方、どういうお考え持ってバスも残しつつデマンドという考えでおられるかちょっと教えていただけませんか。

○議長（小寺 俊輔君） 真弓ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（真弓 憲吾君） ひと・まち・みらい課、真弓でございます。議員御指摘の件でございます。コミュニティバスの場合は、キロ当たり単価というものをまずバス会社のほうから出されます。それを全体のキロ数で掛けてということで、そこから利用に係ります運賃収入を引くということで、委託料という形で計上させていた

だいてるといふこととございます。2月から、川上線を一歩デマンド交通といふ形で切り替えてさせていただいておりまして、現在、その委託料の調整の仕方としましては、減った分を委託料から減額しまして、残り、そのデマンドで走った分を、実額を、実際の距離をまずそれにプラスすると。減った分とプラスする分と、プラス・マイナスしまして、一応それを出していくといふことを基本に調整しようとしているところとございます。ちょっとその辺につきましては、現在、協議をしているところとございます。以上です。（発言する者あり）

○議長（小寺 俊輔君） 真弓ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（真弓 憲吾君） スクールバスとデマンドの関係といふこととですが、スクールバスもこのコミュニティバスの中で動いておりますので、その辺は考え方は同じことになろうかといふこととございます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 藤原です。何が言いたかったかいいますと、バスはバスとして置いとかなしあない、やっぱり学校の対応で置いておかなしようない。いわゆる学校以外のときに、やはり運行して、利用も上げて、また活用していただきたいといふことは分かるんです。一つのネックは、バスを置いておかないけない。なおかつ今の情勢見れば、デマンドでやっていかないと、やはり細かなところまで対応できないといふことは問題ですよ。それをどのように2つ調整をしながら運行していこうと考えるのかと聞きたかったんです。それだけだったんです。

○議長（小寺 俊輔君） 真弓ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（真弓 憲吾君） ひと・まち・みらい課、真弓とございます。まず御指摘の件、やはり一番問題になるのは人件費のところではないかと思ひます。おっしゃるようにスクールバスがありますので、朝晩の便は確保しなければいけない、人件費については、それだけ削るわけにはいかないといふ状況とございます。先ほど、走った分と減らした分とプラスした分を差し引きしてといふふうなこともちょっと御回答させていただいたところなんです、その辺も人件費は同じように払わないといけないといふこととございますので、ちょっとその辺りをどういふ計算していくかっていふこと、今ちょっと協議しているところとございまして、その辺はこれまで視察をしてきました周辺市町の状況もございますので、その辺の単働的なところも含めまして、今現在、協議をしているところとございます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに、よろしいですか。

3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。同じくコミュニティバスの運営事業について、予算説明資料の56ページに、コミュニティバスの運営事業の事務事業の説明がありまして、その説明欄の事業内容のところ、今年度、デマンド交通車両としてハイエースを2台購入し、作畑・新田線、それと上小田線の2路線を追加して試験運行を

実施したいとあるんですけども、本年2月から川上線のほうで今運行を開始されて、まだ利用の実態を、常任委員会等の資料を見ますと、あまり利用の実態がない中で、新年度予算で新たにこの2路線について試験運行されると。その考え方ですね、もう少し川上線のほうで実験をやった上で、本当に今の形のデマンドに変えるのか、県下見てましても、もっと地域の住民の方々が関わった地域交通の仕組みもあります。そういうことを検討されないのか、その辺のところを教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 真弓ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（真弓 憲吾君） ひと・まち・みらい課、真弓でございます。川上線につきましては、現在、1日にお一人、二人といった方が御利用いただくという状況でございます。時間帯としましては、昼間の10時から15時という一番利用者数の少ない時間帯にデマンド交通にコミュニティバスを切り替えていこうというふうなことで始めたものでございます。もともとゼロではないにしても、利用者数の非常に少ない時間帯ということでございましたので、デマンド交通に切り替えたから、これがまた劇的に増えるというふうなことは、やはりなかなかちょっと難しいのかなというのは、当初から想定していたところでございます。

現状、そういうふうな利用状況ということなんでございますが、今までコミュニティバスの運行の中で、お客さんが少ない、ほとんど乗られてないのに走っているじゃないかというふうな御指摘でありますとか、あとは、バス停までが遠いのでなかなか乗りにくいというふうな2つの課題がございました。この課題解決としても、このデマンド交通というのはごみステーションまで行けると、回れるということですので、バス停が遠いということに関しては効果が出てくるのかなということでございますし、また、乗車がゼロで走るということはないと。予約に基づいて走りますので、空で走るということがないわけでございます。

そういう点でいいますと、試験運行ということで、当初はこのシステムでありますとかデマンド交通のシステムの導入、そしてオペレーターの方のシステムの操作訓練ですとか、そういうふうな意味も含めましての試験運行ということにしておりましたけれども、この利用者数が少ないから、コミュニティバスのダイヤをまた元に戻して、この10時から15時の間ですと、川上線ですと2往復していたわけですけども、これの利用者、デマンドの利用者が少ないからまたこれ元に戻すかというのと、やはりちょっとそれをまた元に戻して2便ダイヤを動かすというのは、少し現実的じゃないのかなということでは考えているところでございます。そういう意味でいいますと、試験運行イコール本番稼働に近い形になっていくのかなということでは考えております。そして、越知谷のほうからも、このデマンド交通の運行を拡大してほしいというふうなことで要望書も頂いております。そういうところでこの試験運行を広げていくことで、少しでも利用いただく方の利便性向上につながっていけばということでは考えているところでございます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 真弓課長、澤田議員からは、いわゆる現状、川上線で試験運行されていて、私らの見た目でいうと、思ったほどの効果が上がっていない、次に、その作畑・新田線、上小田線にやられるのは結構なんですけども、いわゆる現状のデマンドバスのシステムでは十分ではないのではないかと質問をされてると思うんです。もっとしっかり協議して、より住民の方に便利に利用していただける、そういったシステムを改めて考え出す思いはありますかという質問なので、その辺の部分をお答えいただくと。お願いします。

真弓ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（真弓 憲吾君） すみません、少しちょっと論点が変わってしまって申し訳ございません。

この令和5年度で同時に予算計上させていただいておりますけれども、公共交通の総合計画をつくるというふうなことも同時に上げさせていただいております。この中では、このデマンド交通の導入についてのアンケートでありますとか、あと、ほかにもJRでありますとか、タクシー運行でありますとか、いろんな町内交通手段がありますけれども、そういうものの総合的な利用についてのアンケート調査等もしていくということも考えております。そういうふうな中でも、当然このデマンド交通の在り方についてもお聞きしていきながら、この今の在り方がそのままいいのかどうかということも含めて検討するということが基本には考えているところでございます。ただ、このデマンド交通を広げていくということ、もしそれがそういうふうになるのであればというふうなことも含めましての予算の計上というふうなことでは考えているところでございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。実証実験、実証実験という名の下にどんどん路線を増やしていく前に、その計画を見直されるのであれば、やっぱりそもそもこれでええんかっていうことをもう少し他市町の、県下でも地域の担い手の方々が運営されてるそういう交通もたくさんあります。そういうところを見に行ってください、検証した上で次に入っていただくというのが筋ではないかなと思います。

質問の回数、限りがありますので、それはお願いしておくんですが、実際、今、川上線が10時から15時ですか、減便したことによって、柏尾地内の人はそのデマンドを利用できず、減便しとうわけです。これが今の発想のまま作畑・新田線、上小田線に採用された場合、やはり同じような、越知谷へ入るまでの方々の便が減便してしまうわけです。そんなこと考えておられるのかな、その辺も考えた上でね、よく慎重に進めてほしいと思います。

次の質問です。同じく、予算説明資料の57ページの、新規事業のJR播但線の利用促進事業についてです。これはこの57ページちょっと物すごい分かりにくいんで、今年の新規事業の概要、その7ページに播但線利用促進事業について概要をまとめてい

ただいております。この事業の事業内容の5番、6番、7番ですね、これについて、私も産業建設常任委員会、傍聴させてもろとんですけども、こういった中身、全然説明もなかったように思うんです。そういう中でこういう補助事業が出てきた。確かに県も一緒になって、JR播但線の維持・利用促進ワーキングチーム等でもいろいろと議論された上での神河町の提案ということでは理解をしとんですけども、中身が全く見えませんので、これもう補助要綱を用意されてると思いますから、これについても議長に補助要綱の提出を付託の委員会へ提出をお願いしたいのと、あわせて、ワーキングチームには朝来市も入っておられます。神河町もあります。朝来市も含めた播但線の利用促進の全体の利用計画が、全体像の中で神河はこれなんやというのが見えないわけです。ですから、朝来市も含めた、今どういうことを議論している、ワーキングチームの会合も開かれて、県で最終的に、2月でしたか、2月の1日の神戸新聞の報道によりますと、県下の赤字路線とJRの支社長さんですか、兵庫支社長さんとの間での懇談の中でも、JR側からは、維持することだけを目的の議論に違和感を覚えるみたいな発言もあったりとかね。その辺の、今この利用促進がどういうふうに動いてるんかっていうのが、全体像がちょっと見えないんです。そういう全体像を見る、県議会議員さんによる議連も立ち上がっていると思います。その方々が各沿線、各町の要望を国に伝えるという意味で、要望書も出されてると思います。そんなことも含めて、今、JRのこの利用促進、県も含めて関係市町がどういうふうに動いてて、その中のこの事業なんやというのが見えるような形の資料提供をお願いできないかなと思います。要綱も含めてお願いしたいと思います。

○議長（小寺 俊輔君） まず、1点目のいわゆる補助要綱ですね、これは予算特別委員会までということでしたが、この予算特別委員会では審議をしますので、それまで、もう可及的速やかに事務局のほうに提出していただくようお願いしておきます。

それと、もう1点のいわゆるワーキングチームの中での役割とか全体像とか、その神河町としてどうやっていくのとかが見えるような、そういった資料を作成することは可能ですか、真弓課長。

真弓ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（真弓 憲吾君） ひと・まち・みらい課、真弓でございます。現在、要綱等も出せる状況になってきておりますので、すぐといたしますか、早急に提出をさせていただきたいと思っております。

朝来市とのワーキングチームの、ですし、また、協議内容ですし、県下4路線の中の位置づけといたしますか、そういうふうなこともございますので、そういうのをまとめた資料提供を、できればさせていただきたいと思っております。

前回の産業建設常任委員会の際に、内容につきまして、ぎりぎりまで内部協議を進めておたということをごさいますして、なかなか出せる状況になかったということで、大変申し訳なく思っております。そういうふうなところも含めまして、資料として提供

させていただければと思います。そういうことでよろしくお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） よろしく申し上げます。

では、ほかに。

藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。そしたら、企画費の44ページに、工事請負費で栗賀小学校跡地の整備の工事の部分が計上してあります。私も去年の5月1日以降の情報しか分かりませんので、ちょっと前の話で分からないので質問をさせていただきます。全体計画、たしか、これ8億ということで、建物は6億でプロポーザルされたと思います。当時、最高得点取られた方が設計されてるんですけど、初めは920平米あったんですけど、今のところ、これ最終的には818かな、約820平米なってます。こちら初め、当初6億で収まる建物という話だったんですけど、これ6億5,000万。ということは残り1億5,000万ということなんですけど、そこであと、設計や、今から工事するお金を合わせますと約7,500万ほど要るんですね。ということは残りの外の整備だろうと思うんですけど、7,500万でできるのかどうかということと、もう一つ、この建物の工事の中に、当然、電気、照明、空調、給排水関係もあろうと思うんですけど、どの程度この工事費の中に含まれてるのか、そこを教えてくださいませんか。

○議長（小寺 俊輔君） 真弓ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（真弓 憲吾君） ひと・まち・みらい課、真弓でございます。この建物の面積の件でございます。この議論といいますか、協議の中で、商工会さんの事務局をこの中に入れるとか入れないとかっていうふうな議論も中にはございました。最終的には、やはりこの事業費を全体8億の中に収める必要があるということを命題にずっと進めてきたというところがございます。折からの建設物価の高騰といいますか、ウクライナ紛争によります世界的な高騰をしております。そして、まだ万博とかのあれ、ありますので、そういうふうな動きを設計業者さんのほうでつぶさに情報として入れていただいております。このままでいけば、このぐらいの金額になりますよというふうなことも常に情報を入れていただいております。そういうふうな中で、私ども何としてもこの事業費をこの中に収めないといけないと。事業費ありきで考えてきたというところがございますので、それに合わせるためにどうしたらいいかということで、建物面積、必要な部分、縮減できる部分というものを精査した上で、その結果がこういうふうな形にさせていただいたというところでございます。

この8億の中にどれだけ含まれるかということでございますけれども、基本的な水道光熱費関係、そういうふうなものは全て入っております。入っていない部分も、どうしてもこの設計の中では入れられない部分、業者さんが決まらないと入れられない部分というふうなこともございますので、そういう部分を残しまして、後でまた、何ていいますか、入札等行いますので、その中でその辺を吸収できる部分、吸収していくというふうなことで考えているところでございます。

詳細につきましては、まだ詳細設計が、今もうすぐ上がってくるんですが、まだ手元にはない状態ですので、説明としましてはこの程度とさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。先ほど真弓が申し上げたとおりなんですけど、私のほうからは44ページの工事請負費、令和5年度は6億5,000万ということ上げてます。この中には一部公園部分も入ってますので、建物自体は、申し上げますと、建物は6億ということでございますので、よろしくお願いをいたしたいなと思います。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

ほかに。

1番、小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 1番、小島です。先ほど出ましたJR播但線利用促進事業の関連ですけれども、説明資料の57ページで、事業内容のところに、一番下のほうに、JR利用者補助として1,080万円ですね、それが記入してありますけれども、これの積算基礎といいますか、見込みだろうと思うんですけども、何を基にしてこの数字が出てきたのか、その見込みの基になるもの、ちょっと分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（小寺 俊輔君） 真弓ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（真弓 憲吾君） ひと・まち・みらい課、真弓でございます。議員御指摘の御質問の件でございますが、特に、遠距離通勤、通学補助の関係につきましては、RESASといまして総務省のビッグデータのデータがございますけれども、そういうものに5%というふうな概算の数値を掛けさせていただいております、町外にこれだけの方が移動されてるというデータがございますので、そのパーセンテージを掛けた数字で、一応積算をさせていただいております。

また、朝来市さん等の他市町の周辺市町の制度もございまして、その辺の数値を参考にさせていただきまして、一応概算として上げさせていただいた部分もございまして、あくまで概算ということで、今、上げさせていただいております。ですので、実際、これがスタートして動くことになれば、どのぐらいになるかということで、今のところはちょっとまだ見えないところでございますので、あくまでそういうふうな概算数値で上げさせていただいてるということでございます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 真弓課長、その概算の概算で結構なんですけれども、いわゆるその概算の基になったやつを分かるような説明資料なりなんなりを、例えば予算特別委員会に添付というか、提出していただくことは可能ですか。この新規事業の部分なので、かなり重要な部分ですから、あまり曖昧なままでは審議に入れないので、一応数字を出されている以上は、その数字の根拠となったものを委員会のほうに提出いただきたいと思います。

思いますけれども、よろしいですか。

真弓ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（真弓 憲吾君） ひと・まち・みらい課、真弓でございます。積算根拠につきましても提出をさせていただきたいと思います。口頭で言いますと、今、利用者数を一応173名の利用者ということで見込んでるところでございます。実際はこれがどれだけなるかということでございます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） よろしく願いしておきます。

ほかに質疑のある方。総務費です。総務費で質疑ございませんか。56ページまでです。よろしいですか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） それでは、総務費を閉めまして、次に、3款民生費、64ページまでをお願いします。

3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。歳入のほうでもお尋ねしようかなと思っただけなんですけども。児童福祉の関係で、児童福祉司の任用資格の取得を予定されてるようなんですけども、実際どういう、実際現職の方が資格取得をされるのか、新たにどなたか任用されるのか、その辺も含めて、それとその設置が必要な背景ですね、その辺のところを教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 木村健康福祉課保健師事業特命参事。

○健康福祉課参事兼保健師事業特命参事（木村 弘美君） 健康福祉課、木村のほうから説明させていただきたいと思います。児童福祉司の資格におきましては、5年度におきまして保健師が資格研修を行かさせていただいて、取得をさせていただきたいと思っております。といいますのは、要対協の会議を、今まででしたら教育委員会が会議の主宰ということで持たれていたんですけど、5年度よりこの会議におきまして、健康福祉課のほうに事務が移管されることになりまして、その関係もありますのと、それから、子育て世代包括支援センター事業を今後運営するに当たりましてこの資格が必要ということで、取得をさせていただきたいと思っております。今現在、1人保健師がこの資格を持っておりますが、さらにもう1人ということで、来年度研修に行かさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。その児童福祉司さんですね、今、社会福祉士さんとかもおられると思うし、児童福祉司さん、より児童に専門的にということなんですけども、その役割ですね、役割というか職務というか、それを聞いたかったです。

○議長（小寺 俊輔君） 木村保健師事業特命参事。

○健康福祉課参事兼保健師事業特命参事（木村 弘美君） 児童福祉司は、子供さんや保

護者の方から相談を受ける場合におきまして、今後の必要な支援であったりとか、指導であったりとか、また関係機関への連携を持つということで必要な資格となっております。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。少しそういったところに取り組む背景ということでの御質問でした。特に、残念なことなのですが、子ども・子育ての中で、非常に全国的に見ますと虐待件数が増えているといった、そういった全国的なところがございます。そういった中で、国のほうもそういった対応というところで体制的に児童福祉司、そういう体制のほうを進めてるといような背景がございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに、民生費、質疑ございますか。民生費、よろしいですか。
〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） それでは、民生費の質疑は終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開を13時とします。

午前11時56分休憩

午後 1時00分再開

○議長（小寺 俊輔君） 再開します。

黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。午前中に交付税の関係で、藤原議員から御質問を受けたことにつきまして、お答えをさせていただきたいと思います。

御質問のほうは、スクールバスの交付税の算入で台数をお聞きされたので、1台当たりの費用ということで、単価ですね、それでお答えをさせていただきたいと思います。1台当たりが590万円になります。台数のほうですが、真弓のほうは申し上げましたけども、小学校が4台と中学校が5台ということです。算入額にしますと、5,300万円ぐらいになってます。これは需要費の算入ですので、収入額との関係がございますので、それよりも実際に入ってくる額は少ないというようなことで御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 黒田財政特命参事より、午前中、藤原議員より質問がありましたスクールバスの交付税の単価についての答弁がありました。御承知おきください。

それでは、午前中、民生費までが終わっておりますので、次に、4款衛生費、71ページまでをお願いします。質疑のある方。

3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。説明資料の79ページの一番下の新規事業で、急性期医療ICT連携ネットワークサービス事業について質問したいと思います。

す。事業の説明はそこに記載があるんですが、今回も出していただけてます新規事業のイメージ図の8ページに、その事業の概略の説明があるんですけども、黒田財政特命参事のほうからも、ちょっと専門的ではないので、もっとしっかりと確認してくださいということやったんですけども、この8ページのこの図を使って少し説明をお願いできないかなと思うんですけども。

ちょっと疑問なのは、これは消防署と総合病院と神戸大学の医学部の附属病院、ここだけのネットワークなのか、例えばはり姫とか、そういったところはどうかということと、それをまず聞きたいのと、それと、担当課が住民生活課になっとなんですけども、医療の部分の専門的な情報のやり取りに関して、総合病院がどう関わっていかれるのか、この事業に。それについても教えていただきたいと思います。

○議長（小寺 俊輔君） この事業の細かい説明をどなたがしていただけますか。

じゃあ、まず予算的なことから。

黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。澤田議員からの2つ目のところですね、住民生活課という表記にしています。あくまで事業主体的には、町が申請をしていくという形になりますので、一般会計の中の所属ということで住民生活課ということにしております。

大変専門的な部分になりますので、実際の取扱いといいますか、実務的なところは病院のほうを中心にやっていただくというふうなことで考えてございます。ですので、住民生活課というのは、一般会計の予算の所属の部分ということで御理解をいただきたいなと思います。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） それでは、実施する、春名町参事兼病院副院長兼事務長。

○町参事兼病院副院長兼事務長（春名 常洋君） 病院副院長兼事務長の春名でございます。ただいまの御質問につきまして、説明図に基づきまして簡単に御説明をいたします。

まず、上の段ですが、一番左に消防・救急とございます。真ん中に当院、右側に神戸大学附属病院とございますが、まず、今回の整備範囲はこういったところとしておりますが、まず救急現場に近いところから順に説明をさせていただきます。まず、左の消防・救急ですが、こちらから当院で、さらにその右側に神戸大学というところですが、一番左の救急隊では、例えば車載のカメラでありますとか、ポータブル端末ですね、例えばスマホとか、パッドです。これらから、現状では電話による音声でしか伝達手段がなかった患者情報が、音声のみならずデジタルで、つまり下側の絵にございますような写真とかモニターとか、そういったデジタルで伝達できるようになりまして、より正確に患者情報が伝わる。さらに、その伝わる時点が救急搬送前に伝わってきますので、例えば真ん中の当院ですと、受入れの電話があった時点で、この端末を見まして事前に詳細情報が確認できるということになります。さらに、当院で患者を受け入れたが、仮にですが、その後対応が難しいということが判明した場合には、右側の神戸大学附属病院と

それら情報を共有することができ、さらに手術中においてもその動画、音声が即座にリアルタイムに送信できるという仕組みですので、当院としましては神戸大学からの的確なアドバイスが得られるということにもつながるところです。

患者受入れ側の医療機関ですね、つまり真ん中の当院といたしましては、右側の神戸大学との関係ということで今回システムは構築いたしますが、今後のことを考えますと、まずは地域の、播磨姫路医療圏域内で連携を図りたいということとなりますが、このはり姫との連携というところが非常に重要になることはもう明らかであります。はり姫でも実は今回のアプリケーションと同じアプリケーションを既に3月導入いたしますので、これらをベースとして、あくまでも別のネットワークなんですけど、同じアプリケーションを使っているということで、容易に連携が可能になるというところがございます。この今回のアプリケーションは、下にもございますが、使い勝手がLINEに似ているものでございまして、非常に我々にとっても使いやすいというところ、誤解を招かずに言いますと、医療用のLINEというような受け止め方でも間違いではないと思っておりますが、そういった使いやすいシステムを持って、別のネットワークがはり姫でも入るところから、今後、現実的には、はり姫との連携のためのツールとしまして利用することを我々としては期待しております。

さらに他の、この圏域内の中核病院でも同じアプリケーションの導入が進められる見込みという情報もございますので、はり姫だけではなく、周辺の多くの中核病院でございますが、そういった病院とも我々は連携することが今後可能になってくるものと見込んでおるところです。こういったことを通じまして、救急という分野は、いろいろDXが進められている分野、いろんな分野で進められておりますが、一番遅れてる分野と言われるところがございますが、その救急の分野にこのDX、デジタルの利便性、それから確実性というところを持ち込むという意味でも、今回の仕組みは非常に画期的、業界にとっても画期的、地域にとっても画期的というところがあるところなんです。

ということで、一連の説明の中に盛り込んでしまいましたが、はり姫との連携というところは可能性が非常に高いというところですが、まだ具体的な打合せまでには入っておりませんが、お互いに電話なりで確認して、同じシステム入りますよねというところは確認できておりますので、あとはこれからの交渉といたしますか、話になると考えております。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。ありがとうございました。何となく見えてきたんですけども、ただ、ちょっと心配するのは、一つ、救急の現場でこれ、展開エリアは神河町内ということになっただけですけども、要は、中播消防署の北部出張所の救急隊の方がその端末を備えられている、支署だけじゃなしに本署も備えておかないと、本署からも上がってくることもありますから、そういうことができるのかということがまず1点と。

それと、ハード整備はこれでできると思うんですけども、今、春名事務長から説明がありましたように、神戸大学附属病院との間でのやり取りの中で、要は神戸大学の附属病院にそういう体制といいますか、神河から、神崎総合病院からそういう要請があったら、それにかかっていただいて対応してもらえるわけですから、そういうことに対しての費用というのは発生しないのか、それが必要なと違うかなと私は思うんですけども、そういうふうに関わっていただけるのかどうかいうところがちょっと分からないので、その2点教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 春名病院副院長兼事務長。

○町参事兼病院副院長兼事務長（春名 常洋君） 病院副院長兼事務長の春名でございます。御質問のまず1点目ですが、消防の体制ですね、本署からの車等々をどうするかというところですが、当面は、限定的な恐らく中播消防のみの対応というふうになるかと思いますが、それをまずは当地域としましてはプロトタイプとしまして、実証といいますか、運用しながら、姫路消防さんとしましても、これから全署に広げるかどうかというところを検討するというふうに聞いております。まずは第一歩ということで、今回は考えております。

それから、神戸大学のほうですが、今のところは心臓血管外科のみの体制ということで対応いただけることにはなっておりますが、まだ詳しくはお聞きはしていないんですが、病院全体に広げる、広げたいというような意向は聞いておりますので、今後は我々も期待するところではありますが、当面は心臓血管分野、心臓血管外科のみということで聞いております。以上でございます。（発言する者あり）今のところ聞いておりませんので、我々も考えてはいないところです。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。関連して質問をいたします。これは陸上で搬送される分の例だと思うんですけど、やはりドクターヘリじゃないけども飛ぶ場合があります。その分につきましては加古川辺りまで多分延長してるのかなと思うんですけど、やはり姫といわゆる大学病院だけなのか、今言ったドクターヘリの動く範囲、当然、中播消防、姫路消防が出てきて、ここまで来て、ここから初期の手当てして、もうどこかへ飛んで、例えば加古川へ飛ぶ場合もあるかと思うんですけども、そこまで含めたものになってるのかどうか、そこだけお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 春名病院副院長兼事務長。

○町参事兼病院副院長兼事務長（春名 常洋君） 病院副院長兼事務長の春名でございます。御質問の件ですが、当面は、当町と神戸大学というところからスタートいたしますが、その先はこれからの話ということで、我々としては期待しているというところまででございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

1 番、小島議員。

○議員（1 番 小島 義次君） 1 番、小島です。説明資料の 8 6 ページになります。新しいところで脱炭素化施策展開事業の項目、上から 3 番目ですけども。それに関連して、新規事業の説明資料が 9 ページに説明が出てるんですけども、その説明の中で、左側の緑の四角の中ですね、その中で地球温暖化対策実行計画とありまして、中間目標が、2030 年度までに 2013 年度比 65% の削減というふうに捉えているんですけども、この 65% という数字が出てきた、その基になる、何と何を比較しているのか、2013 年度と 2030 年度ですね、変化があると思うんですけど、何の変化を 65% と見ているのかお聞きします。

○議長（小寺 俊輔君） 井出防災特命参事。

○住民生活課副課長兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。この地球温暖化対策実行計画区域施策編の中間目標の、この 65% マイナスについて、こういったものを対象にしてるかということでございます。基本的には、神河町内の産業部門、事業所、また家庭部門、運輸部門、あと廃棄物分野という部分で、その分野においての温室効果ガスの排出量、2013 年度を基準にいたしまして目標を設定をしているというところでございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 1 番、小島議員。

○議員（1 番 小島 義次君） 産業部門等ですね、排出量いうところですけども、それは何か統計的なところから出ているんでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 井出防災特命参事。

○住民生活課副課長兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。小島議員のおっしゃるとおり、これにつきましては統計調査の結果に基づいて算出をしております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

井出防災特命参事、例えばその統計的な基の数字が分かるのであれば、2013 年度、総量でこだけ出てるので、2030 年度にはこだけにしないと駄目ですという、具体的な数字は示せますか。

井出防災特命参事。

○住民生活課副課長兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。これにつきましては、以前、3 月ですか、地球温暖化対策実行計画の区域施策編の中にも記載されておりますけれども、2013 年度基準としまして、産業部門につきましては温室効果ガスの排出量が 3 万 3,800 トンで、業務その他部門としましては 1 万 7,900 トン、家庭部門につきましては 1 万 5,000 トンで、運輸部門につきましては 2 万 5,900 トンという数値になってございます。それを今 2030 年につきましては、それぞれで目標設定がございましては、産業部門につきましては 1 万 3,200 トン、業務その他部門につきましては 4,900 トン、家庭部門につきましては 4,100 トン、

運輸部門につきましては7,000トン、廃棄物の分野につきましては1,000トンということで、これをトータルいたしまして、大体、全体的には、2013年度基準では9万3,900トンの排出というところを3万100トンまで削減するというような形で目標設定をしております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

5番、安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） 5番、安部です。今の関連の質問なんですけれども、2013年、今現在2023年なんです。それから10年たっておるんですけども、今、2030年では65%ですけれども、今現在の2013年から10年たった今現在は何%ぐらいなんでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 井出防災特命参事。

○住民生活課副課長兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。今、2023年ということでございますけれども、この計画を策定したときの基準年度として2013年度を基準ということで、現況年度としましては、2018年という部分で設定をして、さらに2030年度の間目標という形を設定しております。この2023年ということになりますと、これもまた統計のデータを調査してということになりますので、現時点での状況につきましては、現在では把握はしておりません。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。そしたら、66ページの委託料の下から4段目で特定基本健診委託料ということで上がってんですけども、どこかの説明で自己負担は無料化というような話もありました。9月の決算時のときもちょっと質問させてもうたんですけど、いよいよ人生100年時代を迎えようと、もう目前に迫ってます。また、御不幸のお話聞かされても結構がんで亡くなられた方も多く耳にするわけなんですけど、要は、町ぐるみ健診、基本健診でなくて、いろいろながん検診もあろうかと思っておりますけども、自己負担額の総額っていうのは把握されてますでしょうか。されてたら教えていただけませんか。

○議長（小寺 俊輔君） 木村保健師事業特命参事。

○健康福祉課参事兼保健師事業特命参事（木村 弘美君） 失礼します。自己負担額の総額という御質問のところでございますが、自己負担額は、節目の方におきましては節目の無料というようなところで無料化を図っておりますので、現在、それ以外の方の負担ということで、歳入のところの特定基本健診とか、がん検診におきましての実費徴収金ということになろうかと思っております。すみません、その金額におきましては、健診の実費徴収金の総額、がん検診と基本健診、全てにおきまして、令和5年度予算としましては210万7,000円といった状況です。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。国保も出ていて、結構あちこち出てますので、できましたらちょっと分かるような形の資料にしてもらえばありがたいんですけど、こちらはこっちで全て分かるわけでないんで。基本健診の自己負担を無料化っていうのは分かるんですけど、今言いましたように、高いからちょっと健診やめとくわとか言うて、いろいろなこと出てきてはると思いますんで、そういう面も踏まえて、結局どのぐらい実際として自己負担取られているのか、特別委員会でもいいですから、集計したやつまた教えていただけませんか。

○議長（小寺 俊輔君） 木村保健師事業特命参事。

○健康福祉課参事兼保健師事業特命参事（木村 弘美君） そうしましたら、健診委託料と、それからそれに当たる自己負担額というようなところ辺を一覧にしてお渡しさせていただきたいと思います。失礼します。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

5番、安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） 5番、安部です。資料の67ページ、委託料の一番下、新型コロナウイルスワクチン接種委託料なんですけども、これについては29万8,000円、非常に少ない金額なんですけども。これから5月、6月ぐらいにかけてワクチン接種が始まるんじゃないかというようなうわさも出ておりました。それに関しては、今度は実費の支払いになるわけでしょうか、どうか。

○議長（小寺 俊輔君） 木村保健師事業特命参事。

○健康福祉課参事兼保健師事業特命参事（木村 弘美君） 健康福祉課、木村でございます。新型コロナワクチン接種の5年度予算のことについて御説明させていただきたいと思います。4年度なんですけれど、国のほうでは、新型コロナが5年度におきましてはインフルエンザと同じ5類に移行というような情報が入ってきておりました。ただ、この5年度の予算計上の段階におきましては、いつ頃の接種であるのか、また、インフルと同じであれば秋頃になるのか、それから、対象者におきまして65歳以上なのか、一般の方なのかというようなところ辺で対象者も不明確な状況で、5年度におきましての当初予算で計上することはできておりません。ただ、2月24日の国のこちらへの説明会におきまして、65歳以上、また基礎疾患のある方、医療従事者の方におきましては5月から8月に接種が始まる、また一般の方におきましては9月秋から12月にかけて接種が始まるというような国からの説明を受けております。そうしまして今後、今現在、この当初予算では計上できておりませんが、今後予算化とさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（小寺 俊輔君） 木村保健師事業特命参事。

○健康福祉課参事兼保健師事業特命参事（木村 弘美君） 失礼します。予算におきましても、国が全面的に見ると言われておりますので、本人負担はありません。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方。衛生費 71 ページまでで質問ございませんか。衛生費は閉めてよろしいですか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） それでは、次に、5 款農林水産業費、80 ページまでをお願いします。質疑のある方。

3 番、澤田議員。

○議員（3 番 澤田 俊一君） 3 番、澤田です。これは質問というよりお願いなんですけども、新規事業の概要説明書の 10 ページの農業再生推進事業、これにつきましても、補助金の交付要綱、これできるだけ早く、予算特別委員会まで事前配付を議長のほうからしてお願いしていただきたいと思います。

○議長（小寺 俊輔君） それでは、私のほうから農林政策課長に、先ほどと同様、補助金の交付要綱も速やかに事務局のほうに提出していただくようお願いしておきます。可能ですか。よろしく申し上げます。

ほかに質疑のある方。

澤田議員。

○議員（3 番 澤田 俊一君） 3 番、澤田です。予算説明資料の 95 ページ、林業費の一番最後に、これ新規事業で林業再生推進事業があります。この中で、町花、町木の植栽ですね、これは、植栽の本数、桜何本、紅葉何本で本年度計画されてるか、それとこの事業は単年度なのか、複数年度、次年度以降も予算措置をされようとしておられるのか、その点教えていただきたいと思います。

○議長（小寺 俊輔君） 前川農林政策課長。

○農林政策課長（前川 穂積君） 農林政策課、前川でございます。林業再生推進事業のヤマザクラ、それから紅葉等の植栽はトータルで 250 本ということで計画をしておりますが、樹種ごとの内訳というのは現時点では明確には考えておりません。状況に応じて、250 本の中で動くつもりでございます。

それから、この事業につきましては、今年度限りではなく、今後も継続して、これ森林環境譲与税を原資としておりますけれども、これを活用しながら来年度以降も取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

6 番、吉岡議員。

○議員（6 番 吉岡 嘉宏君） 今のに関連です。さっきの町花・町木植栽再生事業の中で、ヤマザクラ等を 250 本植えるということなんですけど、これは桜華園で植えられるんですか。

○議長（小寺 俊輔君） 前川農林政策課長。

○農林政策課長（前川 穂積君） 農林政策課、前川でございます。おっしゃるとおりで

ございまして、今回の250本については、まずは、桜のシンボルである山、桜華園がございまして、またその木が弱ってきているという現状もございまして。ですので、今年度については全て桜華園の中で実施をしたいと考えております。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 6番、吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 桜華園ということで了解したんですけど、桜華園の土壤ですね、もうずっと以前から言われてますが、土壤に菌がおると。コナラモドキ菌か何か、あんまりよろしくない菌が土壤にいて、悪さをするから桜が細くて大きくならへん、あるいは枯れるという、土壤の悪さをする菌がおるんですが、それについて、今もしっかりそれがおるんであれば植えてもまた枯れちゃうんで、そこら辺の対策どうなってるでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 前川農林政策課長。

○農林政策課長（前川 穂積君） 農林政策課、前川でございます。吉岡議員おっしゃっておりますのは、ナラタケモドキ菌という菌でございます。これにつきましては、現地へ入っておられます樹木医の先生が、どういうふうに対策をしたらいいのかというようなところも研究をされております。植栽に当たりましては、その辺りとの情報交換なり協議をする中で、適切な植栽の仕方をしていきたいというのが一つありますのと、それから、これは私の私見かも分かりませんが、桜華園は240種類、3,000本ということで、いろんな種類の桜が植わっております。240種類というのは、ほぼ接ぎ木をした苗になります。台木がありまして、その上に枝取ったのを接ぎ木をしてるといふ苗がほとんどかと思っております。ですので、今回植栽しようとしておりますのは、そういうものよりも、接ぎ木苗よりも基本的には生きる力の強い実生苗、実から出た苗でございます。それから、品種としましては、ヤマザクラであったり、ここらでいうヒガンザクラであったりというような在来種の実生苗、そういうものを植えてまいりたい。この辺りも樹木医の先生と相談をしながらやってまいりたいと。桜華園の役員さん方とも併せて協議をする中で進めてまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 6番、吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） ありがとうございます。ぜひ、神河町のシンボルである桜のシンボル、桜華園の再生に向けて頑張ってくださいと思います。

同じページなんですけれども、広葉樹林再生に向けての試験伐採業務ということで、広葉樹林を切って、新しく植え替えるという、こういう事業を300万で1ヘクタールやりますよと。これは場所的に分かりましたら、どこでおやりになるのかお願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 前川農林政策課長。

○農林政策課長（前川 穂積君） 農林政策課、前川でございます。この天然林の再生試験につきましては、具体的には場所はまだ決定をしておりますが、森林経営計画に基づく間伐等を実施する現場から近いところといいますか、それに隣接をしておれば一番いいんですけれども、できるだけ経費をかけずにといいますか、経済的にやりたいとい

うことで、経営計画で間伐を行う現場の近くでということまでしか現在のところは決定はしていません。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。5款農林水産業費、80ページまで、質問のほうはございませんか。次に移ってよろしいですか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） それでは、次に、6款商工費、84ページまでをお願いします。質疑のある方。

3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。予算説明資料の97ページの観光施設等管理事業の下から十数行目に、本年度も使用料及び賃借料に自動車の借り上げ料が上がってとんですね。これ、恐らく高原エリアへのアクセスの借り上げ料だと思うんですけども、財源としては、バスチケットの売上げほか等は記載があるんですけども、たしかこれは決算特別委員会等でも議論があったと思うんですけども、やはりそこへの入り込みのためということであれば、当該施設からの負担を求めるべきではないかと、私もそのように思うんです。というのは、高原エリアだけへのアクセスが悪いわけではなくて、特に日曜日はコミバスを見ても、銀の馬車道エリア、越知川名水街道エリアを見ても、コミバスの台数が大変少ないです。そういうところはそういうところで、各施設が必要なところは自前で対応されてると思うんですけども、全町的に観光振興を行うわけで、公平性に欠けるのではないかと。やはりそれなりに、そこで事業収入をその施設は得られるわけですから、それなりの費用負担はしていただくのが当然ではないかと私は思います。こういう議論をした後、以降、どのような協議が行われて、今年度結果的になぜこうなっているのか、その辺のところの説明をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 石橋商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。澤田議員おっしゃるとおり、自動車借り上げ料につきましては、今現在、ホテルモンテ・ローザ、リラクシアの送迎用のバス、それからスキー場の関係のシャトルバスの関係、それから秋口の砥峰高原、峰山高原に行くシャトルバスの借り上げ料、もう一つイベント用としまして、いつでも使えるような形での借り上げ料的なところを15万円程度、予算化をしております、借り上げ料としましては866万5,000円というふうな金額になっておるところでございます。

澤田議員おっしゃるとおり、決算特別委員会のときにもそういった御意見をいただいております、そのときにもお答えをさせていただいたというふうなところなんですけれども、それぞれの施設、例えばグリーンエコー、それから新田ふるさと村、ヨーデルの森につきましては、平時からコミュニティバスの路線が通っておる。峰山高原、砥峰高原につきましては、麓の集落までがコミュニティバスの路線となっておるというふうなところで、砥峰高原、峰山高原につきましては通常上がっていないというふうな状況

の中で、こういった対策を取らせていただいております。

スキーバスのシャトルバスのことが特にというふうなところだと思うんですけども、この分につきましても、令和5年度の予算では642万1,000円のスキーのシャトルバスの予算化をさせていただいてるわけなんですけれども、当初、スキー場を建設するに当たりまして、町の役割、それから事業者の役割というふうな形の中で予算化をしてきたものというふうに思っておりますけれども、町としましては、その施設までの移動手段を確保するというふうな観点からシャトルバスのほうを運営しております。

先ほどもありましたとおり、ほかのコミュニティバスでの路線については、少ない便というふうなことにはなりますけれども、コミュニティバスでの対応ができておるといふふうなところで、スキー場についても、数が多いというふうな捉え方はしておらず、一日多くても2便というふうなところで、回数、便数的には、ほぼほかの観光施設と同じような形で運営をさせていただいてるというふうなところですので、総合的に、二次交通でのコミュニティバス、それから借り上げるシャトルバスでの公平な運行をしておるといふふうな形で担当課としては考えておる次第でございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 決算のときに事業所負担を求めるべきではないかという議論があったと思うんですけども、その点について、担当課なり、ワーキンググループなり、事業者なりで協議をされたかどうかという点についてはいかがです。

石橋観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。決算の委員会以降、令和4年度分の最終的にバスを手配するに当たりまして、そういった議論も各事業者ともさせていただいております。例えば、スキー場につきましては、今年度につきましては同じような形で運営をさせていただいたんですけども、一つその運行の仕方といいますか、予約の仕方につきましては、スキー場の事業者のアプリなんかを、予約サイトなんかを活用させていただいた上でそういったこともさせていただいておるところでございます。令和4年度、5年度につきましては、事業者からの負担金というふうな形では取るというふうなところは考えておらないんですけども、今後については事業者との話の中では、今現在、まだ決まっておられませんけれども、そういったところも含めて検討をしておる最中でございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。今の費用負担については、令和5年度については考えないということですが、今後についてはやはり収益を上げる事業者の負担というところもぜひとも考えていただいて、何とか対策をお願いしたいなと思います。

もう1点、商工観光の関係で、予算概要説明資料等を読んだり、観光費の中の事業の説明資料を読んでも出てこない対策があるんですね。その一つが、兵庫県が今力を入れてます大阪・関西万博の、このお客様への対応です。兵庫県のほうは、ひょうごフィールドパビリオン、SDGsの体験型地域プログラムを1期目はもう既に募集をされて、締め切られて、先般、箇所決定といたしますか、あったように聞いてます。今後もそういう地域に周遊していただくための地域プログラムの募集をしていきたいというふうに知事はおっしゃってますけれども、神河町として、この間、このひょうごフィールドパビリオンの地域プログラムについて検討されたのか、されてないのか、今後どうされるのか。これはやっぱり、せっかく大阪・関西万博にたくさんのお客様来られるわけですから、県の事業に乗って、この地域にもお客様に多数来ていただけるようなことを、いわゆるパビリオン、フィールドパビリオンを考えていかんとあかんのん違うかなと思うんですけども、その辺のところ、今までの検討状況、今後の思いを教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 石橋商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。澤田議員、今おっしゃっていただいたとおり、令和5年度におきましては、JR各社が一斉に兵庫県をPRするデスティネーションキャンペーンというものが7月から9月の3か月間、執り行われます。また、2025年には、関西万博、大阪万博が大阪で開催をされるというふうなところになっております。

まずは、令和5年度に開催されますJRのデスティネーションキャンペーンにおきましては、兵庫県のほうもそれに合わせた事業展開をされるというふうな予定になっております。

また、それに基づきまして、神河町におきましても、JRで来ていただけるお客様に対して、どういったところにどういった形のお客様をお運びしたらいいかなと、どういったもので楽しんでいただけたらいいのかなというふうな形で調整もさせていただいております。万博、それからデスティネーションキャンペーン、共通して一つ、今現在出しているものにつきましては、砥峰高原というふうなところを、ガイドつきでの砥峰高原を散策していただくというふうなもの一つ、コンテンツで出させていただいております。ひょうごフィールドパビリオンの認定がいただきました。砥峰高原については認定をいただいたというふうな形で、今後その砥峰高原のガイド、それから、駅から砥峰高原まで上がっていく、お連れする交通手段というふうなところを考えていくというふうなことになります。

その一つとして、予算でも上げさせていただいております播但線利用促進の中にも計上させていただいておりますけれども、EV自動車のカーシェアというふうなところも一つ、二次交通として上げさせていただいております。

また、一つ大きな、それ以外に車の運転免許証等持っておられない方をいかに観光施設のほうにお連れするかというふうなところは、これからまだまだ課題解決にはつなが

ってないというふうなところなんですけれども、神河町の観光協会、それから神河町役場、これが共同して、デスティネーションキャンペーン、それから万博に来られますインバウンドも含めたお客様のほうについて、神河町の観光施設のほうにお越しいただけるような形で今後も検討を進めてまいりたいというふうに思います。

今現在、コンテンツとして砥峰高原というふうにお伝えしましたがけれども、それ以外にも越知谷名水街道の自転車下り等、それからヨーデルの森の部分についても、今後そういうふうな形で県のほうにも推薦をさせていただきたいなど、可能な限りになりますけれども、推薦をさせていただきたい。最終的には、町内の観光施設、あわせて町内のこの自然というふうな形の中で、神河町に訪れていただける人が楽しめるものにしていきたいなというふうに思いますので、今後につきましても、御協力をお願いしたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。商工費 84 ページまで、質疑ございませんか。商工費はよろしいですか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） それでは、次に、7 款土木費、89 ページまででお願いします。質疑のある方。

1 番、小島議員。

○議員（1 番 小島 義次君） 1 番、小島です。ちょっと説明資料の 102 ページのところでお尋ねします。一番下の段で、新規事業だと思いますけど、若者世帯住宅補助事業ですけども、これは従来ありましたいろんな補助金制度を一つにまとめてというようなことを聞いたんですけども、その要綱ですね、これはあるんでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 真弓ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（真弓 憲吾君） ひと・まち・みらい課、真弓でございます。議員御指摘の若者世帯住宅補助事業、これにつきましては、従来からある補助要綱をそのまま集約というか、そのままを使いまして、それぞれの事業の予算を予算的に一つの事業の中に組み入れたということだけでございます。今まで事業間流用ですとか、そういうふうな、ちょっと事務の煩雑なところがございましたので、それを一つにすることによって簡略化できるということで考えております。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1 番 小島 義次君） ということは、前にありました、いろんな修理の補助要綱は、そのまま生きているということですね。そうであったら、前、私、質問したときあったんですけども、変更とか、そういうものもきちんともう整理されていますか。

○議長（小寺 俊輔君） 真弓ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（真弓 憲吾君） ひと・まち・みらい課、真弓でございます。今回、この事業を統合するに当たりまして、それぞれの要綱はそのまま使いますので、特に変更はありませんので、そのままということです。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 真弓ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（真弓 憲吾君） ひと・まち・みらい課、真弓でございます。
それぞれの制度の中身につきまして、基本的には同じことということでございますが、
今回、変更させていただきましたのは、木材利用、地域材を使うというところ辺のちょ
っと修正がございましたんで、その辺りは変更させていただいております。変更点とし
ましては、そのみということでございます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方。

8番、藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 8番、藤森です。予算書の87ページの14節の河川の
環境整備事業でございます。これは新事業という形で上がっておるんですけど、現在、
計画に上がっているところがありますか、どうですか。

○議長（小寺 俊輔君） 野崎建設課長。

○建設課長（野崎 直規君） 建設課、野崎でございます。河川環境整備工事の関係でご
ざいますけども、現在予定しているところにつきましては、ちょっとお待ちくださいね、
すみません、犬見川と、それから城山谷川、それと越知川を一応予定しております。

○議長（小寺 俊輔君） 藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 8番、藤森です。箇所、どこだかという明細が分かれば、
また予算特別委員会まで出していただきたいのと、多分これはどういう形でやられるの
か、区から要望が上がる、また、町民から上がってくる分があると思うんだけど、そこ
ら辺りの受ける形は、どういう形になりますか。

○議長（小寺 俊輔君） 野崎建設課長。

○建設課長（野崎 直規君） この事業につきましては、区からの要望、また、県の管理
河川が基本ですけども、県のほうに要望してもなかなか実行できない部分、その部分に
ついての補完という形でやらせていただこうと考えております。それと、基本的には区
からの要望といいますか、それを基本に実施をしていきたいというふうに考えておりま
す。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 予算特別委員会に、その犬見川、城山谷川、越知川の、もう少
し詳細な場所を示した図面なりなんなり提出することは可能ですか。

○建設課長（野崎 直規君） 可能です。

○議長（小寺 俊輔君） それでは、その提出をお願いしておきます。

ほかに質疑のある方。土木費、89ページまでです。質問ございませんか。よろしい
ですか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） それでは次に、8款消防費、92ページまでをお願いします。
質疑のある方。

3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。予算説明資料の104ページの一番下の防災行政無線の運営事業であります。その中に、額が少額なんですけど、防災行政無線システム同報系の設計業務委託料52万8,000円が計上されておりますけれども、この事業の中身、同報系って書いてあるこの部分について説明をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 井出防災特命参事。

○住民生活課副課長兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。すみません、この同報系の設計業務の52万8,000円の部分でございます。これにつきましては、再送信子局、上越知にある中継局であるとか、あと、また、栗、上小田の部分で、戸別受信機の入り方がちょっとその時期によっても入りにくいであるとか、そういう地域からのお話がありまして、これにつきましては、問題点をちょっとこちらでいろいろと業者とも協議をしまして、現在、設置されているアンテナの方向であるとか位置が少し低いんじゃないかなとか、受信側と送信側のアンテナの位置が近づき過ぎているとかっていう部分が、少し、そういったところも原因としてあるんじゃないかなというところと、まず、そういった部分を少し改善ができないかなという部分を業者ともちょっと話をしております。

そういった中で、決算のときですか、お話があった出力、ワット数を少し場所によって上げることができないかなというお話もありまして、そういった部分とかを近畿総合通信局とも協議をいたしました。そういった中で、どの程度上げれるかっていう部分は、明確には、まだはっきりしないんですけども、基本的には当初に整備した時点で、一定の基準に基づいて整備されているので、ワット数を上げたりであるとか、あと、どういふんですかね、途中で、例えば大嶽山から越知までの距離がかなり離れているという部分で、途中で中継局を入れられないかなという部分も考えたり、あと、当然、ここから栗の方面につきましても山間部で入り組んでいたり、また、上小田につきましても、南小田の部分でかなり谷が曲がっているといいますか、谷筋がここにつきましても入り組んでいるというようなことがございました。そういった部分で、そういう途中で中継局を設置することができるのかできないかなという部分も協議をさせていただいて、近畿総合通信局からの回答としましては、一定、そういった整備については、地域の実情に応じて、そういった入りにくいという状況があるなら、そういった設置については駄目ですよというようなことは言われなかったということでございます。じゃあ、どの程度まで、どういった整備をすればいいのかなという部分を今から協議といたしますか、業者に委託しまして、そういった部分の改善について設計を委託するということ。そして、ワット数につきましても、大嶽山から、一応10ワットで送信してるんですけども、最大10ワットですので、あと、例えば越知から作畑に向けては、ワット数はちょっと記憶にないんですけども、4ワットとか、かなり低いワットで作畑のほうに送っているという部分。それを少しでも上げられないかなという部分を、これ上げ過ぎると他市町にま

た影響が出てくるので、そういった部分で少し、どの程度まで上げれるのかなという部分、そういった部分の調査を委託するというところでございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） ちょっと説明がもう一つよく分かんないので、調査業務なのか、設計業務なのか。それ、今の答えでしたら、設計業務もあるし調査業務もあると。これが設計業務委託料一本でええのかという部分があるのと、もう一つは、今おっしゃっているような地形的なことってというのは、もう当初から分かってる話でして、当初も、いろんところで電波の飛ぶ状況とかそういうことも全部調査された上で、当初の設計がされていると思うんですね。その後の不具合がということを解消されようというのは分かるんですけども、当初設計の段階で、本当に十分に検証されるべきものではないかなというふうに思うんです。この調査なり改善を、この設計をすることによって、次年度以降その工事をすることによって、全町的な不具合の解消がこれで行えるのか。本当にもう、この不具合が開設当初からずっと続いているわけですから、少し、抜本的に改善策を本当に考えていく、そういう意味での調査設計にしてほしいなと思うんですけども、いかがですか。

○議長（小寺 俊輔君） 井出防災特命参事。

○住民生活課副課長兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。申し訳ございません。最初の調査につきまして、私、ちょっと勘違いしておりまして、防災行政無線の保守業務の中でそういったアンテナの調整という部分を計上しておりますので、その部分で最初説明したんですけども、先ほどの再送信子局の増設設計という部分につきましては、ちょっと、後半に御説明したような形の途中にその中継局を入れていくとか、あと、ワット数を少し上げれないかというような、そういった部分の設計の業務というところでございます。

当初から、こういった問題であるんじゃないかなというところなんですけども、一定、この整備したときには、総務省の基準がございますので、その基準内ではきちんと整備はされているというところで、それ以上の整備は、整備当初は必要でないという判断であったのかなというふうに思います。しかしながら、運用する中で、そういった不具合、入りにくいところがあるとかっていう部分がありまして、これまでもいろいろと調査をしたり改善をしてきたわけなんですけども、なかなか抜本的な改善にならないという御指摘のとおりでございます。そういった部分で、再度、業者とも話し協議をしましたら、総務省の基準というのが、かなり言い方が、ちょっと語弊があるかもしれないんですけども、基準的には、最低限の基準をという部分で設定がされてたような形で私のほうは感じております。民間のほうで、通常使われるような基準で見ますと、少し、その部分から乖離があると、少し改善しないと、一般的に民間のほうで使用されるような基準には満たっていないというようなことも判明しております。ですので、最低限そこまでの基準に引き上げる、通常は、そういった民間のほうで普通にといいますか、使えるよう

な基準がございますので、その辺りまで引き上げることで改善ができないかなと。それを改善すれば、もう全て、これでもうきちんと入るのかどうか、それにつきましては、もう、その基準まで引き上げてみないと分からないという部分ですけれども、そういった部分を含めて今回調査といいますか、この設計の中で確認をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 井出防災特命参事、一生懸命説明をしていただいているんですけども、そもそも澤田議員が質問されたのが、これを設計委託することによって、抜本的な解消につながるのかどうかという部分が一番重要なところだと思います。この防災行政無線は、導入されてからも、常に山間部の方は特に不具合で非常に困ってらっしゃるので、ぜひ、その抜本的解消につながる設計をしていただきたいというふうな思いを込めて質問をされてるので、その部分が一体どうなるのかというところを答えていただきたいと思います。

井出防災特命参事。

○住民生活課副課長兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。この入らないという部分につきましては、いろんな要因があるわけですし、今回設計する部分で、本当に、どういうんですかね、強度、電波の強度が低いというような状況の改善にはつながっていくのかなというふうに思っております。しかしながら、ノイズであるとか、いろんな入らない要因というのがありますので、その部分につきましては、これまで同様に、ダイポールアンテナ等では対応していかないと駄目かなと思いますけれども、電波ということ、目に見えないというところがございますので、このことで、どこまで改善という部分ですけども、大きく改善はできるかなというところなんですけども、ちょっとどの程度、抜本的なという部分でいきますと、完璧にこれで解消できるかというところまでの御回答は、少し私のほうでは、今現在ではできないということでございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 私のほうから、考え方について説明させていただきます。実態として、非常にいろんな条件、そして季節とか、そういうところで、微妙な電波の状況が変動するということがございます。その影響を受けているのは、結果として山間部であるというふうなところがあるわけで、それを、私も、防災無線を導入してから、もう毎年、この議会においても質問をいただいているわけですし、私も、これ、どういうことなんだということで、常に担当課とも協議もさせていただいています。そんな中で、いろんな、この設置してから、各家庭におけるLED化であるとか、配線の変更であるとか、そしてまた、防災無線の子機の場所を移動させるとか、それだけでも受信状態が変わるということですので、連絡を受けたら、その都度、各家庭に行って状況を見て対応をしてくれているというところが一つあります。それは、もう常に発生するんだろうというふうに思っておりますが、しかし、その子局におけるそういった状態を改善す

るという部分については、このたびの設計委託の中で基本的に改善していくんだという、その思いでさせていただくことと併せて、今後どうしていくんだというところも、町として一つの考え方を出さなければいけない、このように考えております。

○議長（小寺 俊輔君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3回目になります。今、町長おっしゃったように、もう長年こういう状況が続いております。少し予算を費やしてでも、本当に抜本的な改善をするべきではないかなと。但馬のほうの山間部の町では、最初から電波の伝わりが悪いということを想定されて、最初から、全戸ダイポールアンテナを設置されているところもあると聞いております。少し、当初の見込みが甘かったん違うかなと。ダイポールアンテナを全戸に設置すれば、屋内でのLED灯のノイズ発生については、アンテナから直結しますので、屋内での影響というのを受けてこない状況があります。住民の生命を守る大切な防災無線です。当初は、ケーブルテレビの回線を使ってましたが、倒木等で断線をするとう届かないということで、無線にということで方向転換をされたわけですが、やはり、その無線が届かなければ、いざというときに、本当に大事な情報が各家庭に届かないわけですから、それは本当に、もう少し真剣になっていただいて、抜本的な対策を今後お願いしたいと思います。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 井出防災特命参事。

○住民生活課副課長兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。今の現状というのは、私、去年、今年と2年見てきまして、本当に、この近くであっても、山の際であるとか、そういった部分で入らないという事象も出てきているというところがございます。その都度その都度ダイポールアンテナというような対応をしているわけなんですけれども、本当に、おっしゃるとおり、当初からそういった対応ができていたら、また今とは少し違った状況にはなっていたのかなというふうに思っております。今回の設計によりまして、大きく改善する、あくまでもこれ設計ですので、また新しく中継局、アンテナを設置するとなれば、かなりの金額がかかってくるというふうなことも想定はされます。そういったところもございますけれども、今後、工事につきましても、この結果を踏まえて、実施に向けて、こちらも検討してまいりたいというふうに思っております。よろしくお願いたします。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。8款消防費、92ページまでです。消防費、質問ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） それでは次に、9款教育費、114ページまでをお願いします。質疑のある方。

1番、小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 1番、小島です。説明資料の117ページの中で、中ほどの太い大きな枠で、学校給食費管理運営事業ですけども、この中で、需用費等、いろ

いろ消耗品、燃料費、光熱費とありますけれども、これらの金額は、今、物価高ですね、非常に高騰しておりますけれども、それを反映した予算にされているのかなということですが、いかがでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 高橋教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（高橋 宏安君） 教育課、高橋でございます。学校給食費の需用費の関係ですけれども、物価高も、この予算のヒアリングのときに想定される分を追加しまして予算要望しているような状況でございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） それは、この時世ですから当然そう考えられると思うんですけども、具体的に何割ぐらい見込んでいるのかということですね。そして、主にどのような項目が増として予算にアップされているのかということです。特に、多い費目について、こういう費目については何%アップしているのかというのはちょっと分かるでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 高橋教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（高橋 宏安君） 何割の増というところまでは算出はしておりませんが、予算要望の段階で昨年よりも30万ほど、原材料費ですけれども、追加をして要望し、予算で計上しているような状況でございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 今、答えにありましたように、大体のところではされているということだと思うんですけども、私は、現在価格がこのぐらいで、今後このぐらいの、何%ぐらいの上昇が見込まれると、そういうところの基礎データをまたきちっと計算していただきたいと思います。その中には、ガス、電気代ね、それは政府の方針によりまして、かなり安くなっている。一般家庭でも、9月までの間に平均的に4万5,000円ほど安くなるということも報道されています。そういうところも、この大きな給食事業として関係してくるんじゃないかと思うんですね。だから、その辺りを、基礎データをきちっと出していただいて、この金額になった訳はこういう基になる計算があるからであるということも、また教えていただけたらと思います。今日が駄目なら、次の予算特別委員会でもまた出していただければと思います。

○議長（小寺 俊輔君） 高橋教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（高橋 宏安君） 教育課、高橋でございます。給食の原材料費については先ほど申し上げた内容でございます。光熱費関係につきましては、電気代が高騰してきております。それについては、令和3年度の実績の1.3倍の予算を計上しているような状況でございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 黒田特命参事、何かありますか。

黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。学校給食関

係につきましては、前年度比で400万円ほど増えてるわけでございます。主な要因につきましては、高橋課長のほうが申し上げたように、一番大きなものは光熱費の部分でございます。そして、2点目が材料費ですね。御心配をいただいている部分の材料費といったところでございます。少し金額的に申し上げますと、光熱費で100万円程度増えてるということでございます。それから、材料費につきましては、全体的には30万円程度上がっているといったところでございます。この部分で十分予算的に賄えていくのかというところは、今後の物価の上昇等もありますので非常に読みづらいところではありますが、できるだけこういった部分をしっかりとつかみながら、安全な給食を提供できるようにということで努めてまいりたいというふうに思います。

また、委員会までには、少し内容の部分、教育課のほうでまとめていただいて、御提出のほうをさせていただきたいとしますので、よろしく願いをいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 高橋課長、積算根拠を予算特別委員会にまとめて提出していただけますか、大丈夫ですか。お願いします。

ほかに質疑のある方。

3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。予算説明資料の109ページの下から4段目に中学校費の中のひょうごがんばり学びタイム事業、これについては、令和5年度は事業を行わないというふうに説明があるんです。その前のページの小学校では、がんばりタイムが、少し予算は減額になってますけれども、引き続き実施されるように見受けられますけども、この中学校で、令和5年度、なぜ、これ行わないのか。この点についてお聞きしたいとします。

○議長（小寺 俊輔君） 高橋教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（高橋 宏安君） これ、ひょうごがんばりタイムというのは、県の事業にのっとって進めている事業になりまして、中学校で去年の費用をゼロということになっておりますけども、これについては、不登校に対応する職員に関わる費用を計上をしていきますので、ここに、事業に上がっておりませんが、人件費のほうに計上しているようなところでございます。以上でございます。

○議員（3番 澤田 俊一君） 事業を行わないって書いてあるんですけど。

○議長（小寺 俊輔君） 高橋教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（高橋 宏安君） 教育課、高橋でございます。事業を行わないためと記載はされておりますけども、これに関わる人件費ということで、事業的には実施のほうを進めているようなところでございます。ちょっと記載がこういうような表現になっておりますけども、実際は事業を進めております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 高橋教育課長、それでは、説明資料の記載が間違っているという認識をさせていただいてよろしいですかね。事業はされるということなので、また、その記載内容を改めていただいて、差し替えのほうをお願いしておきます。事業はされ

るんですね。

高橋教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（高橋 宏安君） 教育課、高橋でございます。事業は引き続き実施しているような状態でございますので、事業費を人件費のほうに移行したというような内容になるかと思えます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 高橋教育課長、先ほどから澤田議員が言われてるのは、予算説明資料の109ページです。109ページの下から4段目ですね、その主な事務事業の説明欄で事業を行わないと記載されておりますので、そこを訂正してくださいというふうに言っておりますので、事業をされるんでしたら、もう事業はします、ただ、人件費に振り替えますというような説明に差し替えていただきたいと思えます。

高橋教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（高橋 宏安君） そうですね、説明が間違っております、財政係とちょっと調整していきたいと思えます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 社会教育費について、予算書103ページから104、5ページにかけて、それぞれの節の中に町史編さん事業が報償費、旅費、委託料等で、それぞれ計上されております。昨年の当初から見ると、予算額ほぼ倍増していただいて、いよいよ本格的に進めていただけていただけのものと理解をしております。

その中で、1点教えてほしいんですけども、町長が予算説明資料の中で説明をされました概要の8ページですね、予算説明資料の概要の8ページ、その部分、下から11行目辺りから町史編さんのことが書いてあるんですけども、その中で、その町史編さんの中ほどから、町史編さんを重要施策と位置づけ、神河町らしい特色のある町史の作成という記載があるんですね。この神河町らしい特色のある町史、これ、具体的にどういうことか、神河町らしさ、特色、これ、どういうことなんでしょうか、教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） もう読んでもらって、そのとおりなんですけど、いろいろと、どこも、各自治体において歴史の編さんということはされているわけでございます。ですので、それぞれの自治体の町史といいますか、そういったものを参考にはさせていただきますが、こうしなければいけないということではなしに、神河町の特色を生かす、ほかにはないこの特色があるのであれば、そういったところをもう少し深掘りしていくような、そういうこともあってもよいのではないかなというふうに私は思っております。そういう意味において、よいものにしてほしいということを編さん委員会のほうには申し上げております。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 教育長にお尋ねするんですけども、この特色ある神河町

らしい、この部分、町史の編さん委員会も何回か開催されていると思うんですけども、特にこういう意見が出て、こういう方針でいこうとしている、具体的な部分を教えていただきたいと思います。

○議長（小寺 俊輔君） 入江教育長。

○教育長（入江多喜夫君） 教育長、入江でございます。町史編さんにつきましては、今、澤田議員おっしゃっていただいた、本格的に入ってきたなということと、それから、町長申されましたように、特色あるものを作りたいということで今進めております。

具体的には、一つは、町史といいますと、ハードカバーの、何ていうんですかね、棚に並んでいるものをイメージされがちなんですけど、本町が作る町史につきましては、表紙なども少し柔らかめのソフトな感じの表紙にして、非常に使いやすい、見ていただきやすいものにする。それから、もう一つ、判も、少し大きめのA4判ですか、もうちょっと大きいですかね、少し大きめの、これぐらいですかね、何判っていうかちょっと分からないですが、大きめの判で見やすい形にしていく。これは、今、最初に申し上げたように、棚に置いておくだけということではなくて、できるだけ、今度できます図書コミュニティ施設なんかでももちろん置きますけども、町民の皆様手に取って見ていただきたい。それから、勉強であったり研究であったり、そういうときにもさっと出してきて使っていただきやすい、そういう形を考えて、他市町もそういうことをされておるところもあるんですけど、本町でも、やっぱり使いやすい、実際に手に取って使っていただくものを目指しているというのが一つでございます。

それから、今、特に第1巻については、自然、地理のほうでどんどん進めていただいておりますが、例えば、鳥なんかにつきましても、新しい発見といいますか、この鳥が神河町にはおらんやなというようなこと。それから、今まで町内で撮られていなかった写真、その鳥に関する写真を撮っていただいたり、そういう、本当に、本町ならではの特色といいますか、そういうものをしっかり網羅した町史にしていくということが2点でございます。

それから、今度、副読本でありますとか、それから、資料もたくさんございますので、それが全て町史の中に入り切らない部分もあるんです。どうしても、ページ数であったり、いろんなことの制約といいますか、そんなものがございまして。そういうものを集めていただいて整理もしていただいたんですが、全部網羅できない。そういうものについてはデータとして残して、そして活用できるようにしていこうと、そういうことも考えております。

今、何点か申し上げましたが、そういうことを考えながら、より質の高い、そして、もう一方では使いやすい、使っていただけるようなものということで、このような記載、表現をさせていただいているというふうに認識をしております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

7番、松岡議員。

○議員（7番 松岡 宣彦君） 先ほどの関連ですけれども、この町史の編さんについては、町の歴史書ではないわけですか。それとも、何か今の、鳥の説明がありましたけど、町の様子を発表する本なんですか。

○議長（小寺 俊輔君） 宮本社会教育特命参事。

○教育課参事兼社会教育特命参事（宮本 公平君） 教育課、宮本でございます。ただいまの御質問に対しまして御回答申し上げます。

町史に関しましては、第1巻が自然、地理編になっております。第2巻が本編で、考古、古代、中世、近世になっております。第3巻が本編で、近現代、それから民俗文化、それから、第4巻が建築、美術になっております。5巻、6巻が資料編で、5巻が考古、古代、中世、近世、それから、6巻が近現代、考古写真になっております。そういったことで、まず一番最初に出て発刊しますのが、1巻の自然、地理編になります。その後、また、スケジュールによりまして、考古、古代とかの歴史のほうに移ってまいります。まず、1巻の自然、地理編を発刊すると。それが、令和6年度末発刊予定でございます。本来でしたら、本編のほう、ずっと続いていくわけなんです。先に資料のほうを今集めておまして、先に5巻の資料編が出ます。それが考古、古代、中世、近世の写真等で、また1冊発刊する予定になっております。それが7年の9月の発刊の予定でございます。その分がまず来ますので、今のところ、自然史の話をちょっとさせていただいたというところでございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 松岡議員。

○議員（7番 松岡 宣彦君） 7番、松岡です。大体分かりました。きちっとした本を出していただきたいと。私、どちらかといいますと、私事なんです。歴史ファンなものですから、いろんな考えがあり、いろんな資料があるので、もう全て網羅して、楽しいことばかりではなくて物悲しい話もあったでしょうし、そういったことも全部その町史に作っていただいて、後世に残していただきたいと思います。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 入江教育長。

○教育長（入江多喜夫君） 今のお言葉を大切にさせていただいて、いいものを作りたいと思います。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。9款教育費、114ページまでです。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） それでは次に、10款公債費から12款予備費、最後までをお願いします。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。ページ22、県の補助金で、峰山宿泊施設の起債の償還金が137万5,000円入っとなです。これは、多分この公債費含まれてると思うんです、その分はね。この137万5,000円は、何年度の工事で、償

還金がいつまでで、いわゆる今年の償還分が137万5,000円になってるか。また、決算特別委員会のときでいいですから教えていただけないでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 藤原議員、予算書の何ページですか。

○議員（9番 藤原 資広君） 25。

○議長（小寺 俊輔君） 予算書の。

○議員（9番 藤原 資広君） 償還金の起債のところに、多分、ここに上がってきとると思うんです、お金が。ページ25に。

○議長（小寺 俊輔君） どこ、予算説明資料。

○議員（9番 藤原 資広君） いや、予算書、予算書。峰山宿泊施設の起債の償還金で、県が立て替えて、多分、町が立て替えた分を補助金で入っていると思います。その分が、多分、公債費の中に入っていると思うんですけど、それ、何年度の工事で、何年までの償還で今年は137万5,000円になってるか、ちょっと、そこら辺を調べてもらいたいとお願いしたんです。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。25ページに137万5,000円というところで、峰山宿泊施設の償還補助金というのがございます。これが、ただ私、何年度の工事と申しますか、全体、トータルの中で3,000万のうち、この峰山高原の部分に係る分の償還に充当をしていくという形で県から補助金が入っているということでございますので、いつの年度のどの工事ってというような、特定するのが非常に困難でございますので、今申されてる資料を出すのが非常に困難でございますので、そこは御理解をいただきたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。これ、多分、この中に含まれてますよね、この金も、償還の中には。

○議長（小寺 俊輔君） 石橋商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（石橋 啓明君） 商工費の関係の部分で少し申し上げます。今、財政担当参事のほうではちょっと分からないというふうなところなんですけれども、この工事については、平成29年度の事業でございます。平成29年度に事業をしたもので、3年間据置きというふうなところで、令和3年度から償還が始まっております、令和14年度で終了するというふうな予定になっておるものがございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 藤原です。これ、LANの環境整備の分ではよかったんかいね。LAN、LAN、LAN無線じゃなかったんですか、この工事の内容は。

○議長（小寺 俊輔君） 石橋商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（石橋 啓明君） 平成の29年度に事

業をしたものにつきましては、リラクシアのボイラーの改修等の大規模な改修事業というようになっております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。10款公債費から12款予備費まで、質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） それでは、総括で質疑がございましたらお願いします。質疑のある方。

3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。総括の質疑の1点目としまして、アグリイノベーション事業についてです。機能性野菜については、企業の御都合で実現できないということですが、このアグリイノベーション事業自体は、神河の地方創生事業の一つの柱であったと思うんですが、このたびの提案説明、直接町から支出する予算はないかもしれませんが、予算概要説明資料の中の、例えば、概要の16ページの魅力と活力の産業を育てる農林水産業、こういう中に一言もアグリのことは触れられてない。予算がないから触れないんだということかもしれませんが、地方創生事業の大きな柱であったはずですが、今もまだ続いている事業だと思うんですが、このアグリイノベーション事業の記載が全くない部分、それと、町としての位置づけですね、これをお聞きしたいと思います。

○議長（小寺 俊輔君） どなたが答えられますか。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） この概要説明書のところにアグリイノベーション事業というのが記載がされていないということで、それだけを取れば、記載がないことについて、それは申し訳ないというふうには受け止めさせていただきますが、いずれにしても、おっしゃるとおり、アグリイノベーション事業については、水稻栽培だけに頼らない、これからの神河町、限りある農地をいかに再生していくかということに考えると、やはり、この6次産業化を含めた付加価値の高い農業をしていかなければいけない。そこに、この野菜を中心とした、それも栄養価の高い、抗酸化力の高い野菜ということでスタートしたものでございます。その後、いろいろと栽培場所も移転もしていきながら、担い手農家さんのほうの、あるいは、また集落営農の協力もいただきながら野菜の栽培には取り組んでいるところでございまして、当然、記載はしてありませんが、アグリイノベーション事業についてはしっかりと補助金もいただいているわけですから、結果を出していかなければいけないという位置づけとして持っておりますので、そういうところで御理解いただきたいと思います。

○議長（小寺 俊輔君） 担当課として何かございますか。

真弓ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（真弓 憲吾君） ひと・まち・みらい課、真弓でございます。

議員おっしゃるように、地方創生ということで、当初から農業による仕事づくりということで取り組んできたところがございます。その地方創生の交付金等を活用しながら取り組んできたということで、一つの、今までいろいろな作物に取り組んできたわけですが、ニンジンジュース加工ということで、一番、最終的にこれをやることで、一つ大きくこのアグリイノベーション事業として集約できるのではないかとということで、そういう狙いで進めてきたということでございます。先ほどの町長の説明にもありましたように、当初から事業者さんのほうのお力をお借りしながら進めてきたということですが、折からの新型コロナの影響でありますとか、ウクライナ戦争でありますとかいうふうな、社会的ないろんな影響を受けて経営状況がうまくいかなかったということで、少し後退したということでございます。

町としましては、基本的には、このアグリイノベーション神河株式会社という事業所を町内につくっていただいたということですので、予算的にはないんですけども、寄り添いながら、伴走支援しながら、町の農業支援、例えば、この一番事業者さんの強い部分、加工でありますとか販売でありますとか、そういう部分を、何とかこの町の中で、ほかの農業者の方々が生産されるものと同じように、コラボといいますか、しながら町の農業振興の一翼を担っていただくような形で何とか進めていけないかとということで、今、いろいろと協議をしているところでございます。今まで取り組んできました農作物等につきましても、全くゼロではなくて、少しく、今まで関わっていただいている担い手農家さん等もありますので、そこら辺とも連携しながら引き続き取り組んでいくということで、引き続き取り組んでいきたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 前川農林政策課長に、いわゆる町の農業振興を引っ張られる立場の農林政策課としての立場から見ての、このアグリイノベーションの立ち位置といいますか、位置づけといいますか、そういったところも、今後の町の農業振興とどういふふうに関わっていくのかということと語っていただけるといいと思います。

前川農林政策課長。

○農林政策課長（前川 穂積君） 農林政策課、前川でございます。アグリイノベーション神河につきましても、私ども農業振興の直接の担当から申しますと、一言で言いますと、一農業者であるというふうに捉えております。ただ、一農業者と申しましても、ほかの農業者と一番違うのは、真弓の話にもありましたけれども、今までの町内の農業者が作っていない作物であったり、それから加工品であったり、それから外向きのPRであったりというところで、担い手協議会、24の会社ですとか個人とかで構成しておりますけれども、その中の一者として、神河町の農業者にない視点なり立ち位置といいますか、活動といいますか、そういうあたりで町の農業の振興に関わっていただければというところでの期待はしておるところでございます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。私が言いたいのは、アグリイノベーシ

ョン神河のことを言うてるんやなしに、神河町として今まで取り組んできたアグリノベーション事業のことを言いよるんです、真弓課長。それを、今はもう会社できたからっていうんじゃなしに、地方創生の大きな柱として取り組んできたものというのはしっかりと、やっぱり神河町の予算の中に、予算といいますか、その事業計画の中に、予算はないにしても位置づけて、先ほど、今、前川農林政策課長が言われたような農業施策との兼ね合いも含めた、やっぱり表記といいますか、そういうものが必要じゃないかなと。これ、全く記載がなくて、例えば次の広報ですとか、そういうところを見られた町民の方ってというのは、先ほどの藤森議員の山田区の話じゃないですけども、神河町ってアグリノベーション事業って言いよったん、やめてもうたんかいなど、そう思われてしまうことを危惧するので、あえてこのように質問しよるんです。そのところを酌んでいただいて、どうですかということなんです。

○議長（小寺 俊輔君） 真弓ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（真弓 憲吾君） ひと・まち・みらい課、真弓でございます。先ほど、農林政策課、前川のほうも申しましたように、担い手協の一員としてという立ち位置でありながら、町としては、アグリ事業として任意団体を立ち上げて取り組んできたということですが、平成30年に農業参入いただいた事業者さんによって、それまでの任意団体ということをもう全てそちらのほうに移行していただきながら、エンジンとなっていたかどうかということでも取り組んできたわけでございます。町の、これまで、この3年間、4年間につきましても、この事業者さんと共に寄り添いながら進んできたということが基本でございますので、そこを中心に、やはり事業者さんと一緒にやっていくということが基本かなと思っております。全くその取組がなくなるということではありませんが、やはり、アグリノベーション株式会社さんのほうも、米粉のバウムクーヘンですか、そういうようなものとか、イチゴの販売、それと、町の農産物をいろいろなところで販売いただくというふうなことで、町内の農業者の方々との連携というものも引き続きやっていくということでもございますので、そういうふうなことを、いろいろと町も寄り添いながらやっていく、進めていくということが基本かなと考えております。中には、新たなことがもし出てくるようであれば、町内の農業者さんとまた一緒に取組をすとか、そういうふうなことも考えられるのかなと思うんですが、今のところは、現状取り組んでいる内容を伴走支援しながら進めていくと。それと、今もありましたような二次加工といいますか、加工でありますとか販売でありますとか、そういう部分について、得意分野でありますそういう部分で力を発揮していただくということで進めていくということが基本かなということでは考えております。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 私のほうから補足させていただきます。もう一番原点でございますアグリノベーション事業については、神河町の農業を今後どうしていくんだということで、先ほども申し上げましたように、限りある農地で農業をどう再生していくん

だということでございます。したがって、水稻を中心じゃなしに、それ以外の野菜を中心とした、ハウス栽培も含めた、そして、6次産業も含め、そこに循環型農業という、その概念を取り入れていこうというものでございます。したがって、過去に一旦中止にはなりましたが、牧場の誘致をしていく。そして、この牛の牛ふんから、そうしたふん尿から優良な堆肥を作って、それを圃場に戻していくという、いわゆる循環型農業。そして無農薬、有機農業的な、そういった人に優しい、そういった農業を展開していくという、これがコンセプトの大きな一つにあったわけでございまして、それを国に申請し、認めていただいたということでございます。

その後、いろいろと認定農業者であるとか、営農組織であるとか、そういった方々の協力もいただいて、そのアグリノベーション事業に参画していただくという一つの組織ができたわけで、そこに、さらに、株式会社アグリノベーション神河という、そういった会社も企業が参入していただくということになったわけです。一見、アグリノベーション事業と株式会社アグリノベーション神河、同じような感じですので、アグリノベーション事業イコール株式会社アグリノベーション神河、一緒というふうに捉えがちなんですが、実はそうではなくって、そのアグリノベーション事業に参画していただいた一つの企業が、その株式会社アグリであるということでもありますので、実態として、その企業が中心を担っていただきながらいろいろな事業に挑戦していただいたというところが、これまでの実情であります。ニンジンの栽培にしてもショウガにしても、いろいろと進めてきたところでありまして、今後も、このニンジンジュース加工施設は中止ということになって、私も非常に残念ではあるんですが、しかしながら、循環型農業を含めた、本当に安心して、そして栄養価の高いこの農業を進めていくという、この物の考え方は、今後もしっかりと農業の再生にコンセプトとして取り入れて進めていきたい。

そういうふうに申し上げますと、それなら、なぜ概要説明書にアグリノベーション事業の文言が入ってないんだというふうに捉えるということで、そこは素直に反省をさせていただいて、しかし、地域創生のこの農業再生、大きな、基本的な進むべき道であるというところは常に気持ちを強く持って進めていきたい、このように考えております。私も今後、いろいろな場でそういった考え方を述べさせていただきます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 今、町長が、しっかりと整理をしていただいて、町の考え方を伝えていただきました。その方針で、担当課長も、今、町長がおっしゃったことを十分意識していただいて、今後、事業を進めていただきたいなと思います。

3回目の次の質問です、質問というか、これは、もうお願いです。予算概要説明資料の13ページの上から16行目から始まります。常備消防としての姫路市消防事務委託については、現在、姫路市消防を含めて郡内3町で協議を進めています。消防本署、出張所の移転、建て替え、更新について常備消防云々という記載があります。姫路市消防

局、または郡内3町ですね、もっと主体的に、行政が主体的に進めていただきたい、この事業を。我々も、12月ですか、この計画を聞きましたし、新聞報道ありました。議会の議決事項でも何でもないことが、今、止まっているように思います。3町、または姫路市消防局、もっと主体的にこの事業を進めていただきたいと思うんです。というのは、民生福祉常任委員会の中でも、建物の更新と情報システムの更新が同時にできなくなるかもしれないと。こんなばかげたことは、私はないと思うんです。肅々と執行部が進めていかれるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） これはどなたが。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 私どもも、責任を持ってといいますか、老朽化したこの消防署を更新をしていかなければいけないということで、姫路市消防自身がそういった考えは当然のこととして、一定というか、基本的な考え方については、副町長を中心とした検討委員会の中、そしてまた、姫路市消防も中播消防もその検討委員会に入った中で一定の方向を出させていただいたというところでございまして、その執行部レベルといいますか、行政執行サイドでの考え方は一致して方向性というものは出しましたが、しかしながら、このそれぞれの構成町の議会のほうからはいろいろな御意見が出ているというところでありますので、その部分を方針を出した以上は、しっかりと強い思いでもって説得をしていただかなければならないというふうに、私自身考えているところでございます。

いずれにしても、丁寧な議論もしていきながら進めていかなければいけない、ここが一行政レベルでの行政執行ではなくて、広域行政のやっぱり一番重要なところだろうというふうに思います。それぞれの構成町の、一つの町の思いだけで思いを貫いて、話が、調整ができるものでもございませぬので、そういったところも非常に難しい部分もございしますが、しかしながら、解決すべき問題でございしますから、前に進めてまいります。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに総括質疑ございますか。

5番、安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） 5番、安部です。各学校には図書室があります。そして、今回の予算にも図書購入の経費が計上されております。そしてまた、今度は粟賀小学校跡地に図書施設が建設されるわけでございますけれども、その中で、今後、教育課とひと・まち・みらい課、どういうふうな関係を持って図書の購入をされるということを知りたいです。

○議長（小寺 俊輔君） これは教育課かな。

前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田です。少し私のほうで整理をさせていただこうと思います。今、御質問の中にありました学校図書に関しましては、学校教育という範疇の中で図書の充実、本の選定なんかも進めていくことというふうになります。今回、予定され

てます栗賀小学校跡地に関しましては、今、2か所ある公民館、神崎公民館、それから中央公民館の図書室にある本をまとめていく。一部きらきら館の部分もありますが、それをまとめていく。社会教育の中でまとめていくということになります。結果的に、本の選定とか充実に関しては、社会教育の範囲で対応していくものということで色分けをしています。内部でいいますと、本の充実に関しては教育課管轄、施設に関してはひと・まち・みらい課というふうな役割になろうかと思えます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） 5番、安部です。当然、図書を購入されるときには、やっぱり学校側の意見もあるし、社会施設、栗賀小学校跡地の図書室もあるし、その辺で、やっぱり購入するときにダブったりしたりすると非常にもったいないという考え方なんですけど、学校の図書には、我々一般の住民はなかなか入れないけども、跡地のほうを新設されるときには我々は行けるということなんですけども、そこら辺で、やっぱり無駄なお金を使わないような施策が大事じゃないかと。これが一番町民も望んでおられるんじゃないかと思うんですけども、しっかりと無駄にならないお金の使い方いうものを考えていただきたいなというように、これは切にお願いしておきます。

○議長（小寺 俊輔君） 入江教育長。

○教育長（入江多喜夫君） 教育長、入江でございます。今、安部議員おっしゃっていただいたように、図書、各所でございますけども、それは学校の図書の中でも皆さんが読んでいただくコミュニティ施設の中にあってもいいものもございますし、その辺は今後具体的に考えていく中で、今おっしゃったように、無駄がないように整理しながら、それから、今、副町長申していただきましたけれども、公民館に所蔵している図書も、もう一度整理をきちっとして精査しながら、今度のコミュニティ施設の中へ持っていく。それから、あとまた購入していくものについても、しっかり考えながらしていきたいと思えます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに総括。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。関連しての質問になります。今のお話でしたら、2つの公民館の図書をいわゆる新しい施設に動かすという話なんですけど、前も委員会で発言したと思えます。公民館の予算、2つ合わせて76万余りだったと思えます。中央公民館にしろ神崎公民館にしろ、あまり読まれてない本、それから、古くてぼろぼろに、いろいろになってる本もあったりもします。それで、せっかく大きな金かけて整備しても、じゃあじゃあ、図書室に相応できるような、いわゆる冊子が集められるのか。たしか想定では4万冊ってような話でしたよね。そんな中で今、教育長もおっしゃったように、学校でも図書室にある本でも、やっぱり社会なりその施設で見てもろたらいい話やから、当然、学校関係にしますと、統合によって、かなり本もだぶついている本もあるかと思えます。その整理も必要なんだと思えますけども、多分、今

のある蔵書で、あのまんま持っていったって多分利用されないのかなというような気はします。やはり、もうちょっと図書というものを、蔵書というものをチェックして、いわゆる整理していかないと、今のまま持って行って、じゃあどうですかって言われたって、同じもの持っていったって、それしようがない話やから、今76万ぐらいでできる話でも何でもないと思うんです。せっかく建てられるんやから、それなりのものはやっぱり整理していかないといけないと思うんですが、その辺りはどないでしょう。

○議長（小寺 俊輔君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田です。内容については、また計画があるかもしれませんがけれども、4万冊ということで、公募をかけたときの資料にあります。恐らく、今所蔵している2つの公民館の冊数を足していったりとかしていくと4万冊程度になるなということだったんですが、実際のところは、精査をかけてもらいました。やっぱりダブっているものとか多くあります。そうすると、2万ちょっとという数に落ち着くんではないかなというふうに見てます。そうやって精査をかけて行って、しかも、廃棄処分にしてこなかった書籍なんかもありますので、もう既に古いものは廃棄にしてもいいであろうというものもありますし、それから、これから増強していかなあかんもんもあるやろというところ。特にその辺りの精査というのが、我々一般の行政職には難しいところがありますので、その辺りは図書館司書であるとか専門家に見てもらいながら考えていこうということで、できるだけ皆さんに見ていただけて、いい本があるなというふうなものを目指していきたい。ただ、財政的にも上限がありますので、許される範囲の中ということになりますけど、頑張っていきたいと思ってます。ありがとうございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑ございますか。

8番、藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 8番、藤森です。説明資料の18ページ、最初の所信表明の中の文書、下から5段目になります。神河町の将来と住民の視点を第一に住民目線で考える職員を育てていく必要があります。そのために必要な研修は、その時々に応じタイムリーに確保・提供しながら、職員一人一人の能力向上や育成、モチベーションアップを図るとともに、組織力の向上につなげてまいりますと明記してあります。どういう形の思いでやられるのかお聞きしたい。

○議長（小寺 俊輔君） 岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。職員の将来と住民視点を第一にというようなことで、住民目線の職員を育てていく必要があるということでございます。これまでも私どものほうから、職員研修については一定、いろいろな場面で回答させていただきまして、特に行政の専門的な部分については、これまでも県であったり、播磨管内の研修であったりというようなことを中心に研修をさせてもらっております。あと、今回、新たに住民の目線でというようなこともあるんですが、こういった新たな、行政の専門ではなくて、住民目線でというような研修も、これから先は取り組んでいか

なければならぬなというように思っております。この間ですけれども、松岡議員のお知り合いの方ということで、奈良県のほうから先生に来ていただいて、研修も、若者の職員を中心に研修に参加をさせていただきました。全く行政の専門的な研修ではなくて、一町民といいますか、一住民として何でやというような感覚をもっともっと養いながら行政に携わったらどうだと。それから、もっとチャレンジをしたらどうだというようなことを教えていただきました。そういったことで、これからは、もっと、これまでは行政の専門的ということであったんですけれども、広い目線での研修を取り組んでいきたいなというように思っておりますので、そういう意味合いのことをここで表記をされているものと考えております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 8番、藤森です。広い目線でお互いに共有しながらモチベーションを上げていただきたい。それと、特に、若い職員が増えてきております。管理職と共にやはり知恵を出し合って、そして、住民目線の、応えられるような、そういう研修なり行政の方向に進んでもらわなければ、いつまでたっても神河町の進歩いいですか、若さがないな、もっと若い職員をしっかりと一緒に共有していただきたいと思えます。

○議長（小寺 俊輔君） 岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。若い方を中心に、これから先、新たな目線というか、新たな切り口での研修も、どんどん進めてまいりたいと思っております。参考にさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに総括質疑ある方。よろしいですか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 以上で第21号議案に対する質疑を終結します。

ここでお諮りします。本議案については、委員会条例第6条の規定により、10名の委員で構成する予算特別委員会を設置し、審査を付託したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。よって、第21号議案は、予算特別委員会を設置し、審査を付託することに決定しました。

ただいま設置しました予算特別委員会の委員の選任を行います。選任については、議会運営基準第120条の規定により、議長から指名します。

小島義次議員、木村秀幸議員、澤田俊一議員、廣納良幸議員、安部重助議員、吉岡嘉宏議員、松岡宣彦議員、藤森正晴議員、藤原資広議員、栗原廣哉議員、以上10名を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました10名を予算特別委員会の委員に選任することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。よって、議長指名の10名を予算特別委員会の委員に選任することに決定しました。

なお、特別委員会の委員長、副委員長は、委員会条例第9条第2項の規定により、委員会で互選をしていただくことになっておりますので、よろしく申し上げます。

ここで暫時休憩します。再開を15時40分とします。

午後3時10分休憩

午後3時40分再開

○議長（小寺 俊輔君） 再開します。

休憩中に予算特別委員会が開催され、正副委員長の互選がされておりますので報告します。

委員長に安部重助議員、副委員長に澤田俊一議員がそれぞれ互選されましたので、報告します。

日程第20 第22号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第20、第22号議案、令和5年度神河町介護療育支援事業特別会計予算を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

お諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。よって、第22号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第21 第23号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第21、第23号議案、令和5年度神河町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

お諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。よって、第23号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第22 第24号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第22、第24号議案、令和5年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

お諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。よって、第24号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第23 第25号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第23、第25号議案、令和5年度神河町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。この事業の予算説明資料のほうの20ページに、要介護認定の状況が2番に記載されております。まさに団塊の世代の方が後期高齢者の世代に突入されている、そういう状況の中なんですけども、この要支援1、2、年齢別もなんですけども、この5年間ぐらいの認定者の推移、それ一度、予算特別までに一覧表として配っていただけることは可能でしょうか。お願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。予算特別委員会までに、ここ5年間の推移という形で一覧表にして提出させていただきたいと思っております。以上です。

○議員（3番 澤田 俊一君） 1号とその他と分けて、年齢区分。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 年齢区分ですか。

○議員（3番 澤田 俊一君） できませんか、それ、年齢区分で75歳以上。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） ああ、その75歳以上。分かりました。1歳ごとやと思いました。すみません。

○議長（小寺 俊輔君） 可能いうことでよろしいですね。よろしくお願いします。

ほかに質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

お諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。よって、第25号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第24 第26号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第24、第26号議案、令和5年度神河町土地開発事業特別会計予算を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑はございませんか。

3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 土地開発事業の関係なんですけども、カクレ畑の多自然事業ですね。これのラインガルテン以外の分譲の部分ですね、ここ何年間も全然動きがないと思うんです。もうずっと動きのないままに、やっぱり地元との関係もありますので、やっぱり、もうぼつぼつ、何か次の一手が必要ではないかと思うんですけども、その辺の検討状況、教えてください。旧態依然と今までのとおり分譲を進められるのか、もうぼつぼつ、何か次の一手を考えるべきではないですか。

○議長（小寺 俊輔君） 真弓ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（真弓 憲吾君） ひと・まち・みらい課、真弓でございます。分譲分につきましては、ここの開発をお願いしております事業者さん、株式会社木栄さんのほうともいろいろとこの間協議しております。別荘を建築していただくということがなかなか進まないという状況でして、少しく、規模を小さくしたようなワーケーションでありますとか、コワーキングスペースでありますとか、そういうふうなものの事業展開ができないかなというふうなことを、今ちょっとお話をさせていただいております。少し、この令和5年度でその辺の事業計画を立てていただくということでお願いしているところでございます。町のほうも一緒になって、それも考えていきたいなというふうなことで、少しそういう話をしているところでございます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 木栄さんにいろいろとお世話になってやってる事業、それはよく分かるんですけども、本当に事業の、その分譲が全然進んでない状況ですので、もっと町としても、木栄さんに考えていただいただけじゃなしに、今課長もおっしゃいました、町として、やっぱり積極的に何か活用方法ないか考えていただくということ、5年度中ということですので、よろしく願いしておきたいと思います。

○議長（小寺 俊輔君） 真弓ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（真弓 憲吾君） ひと・まち・みらい課、真弓でございます。積極的にいいですか、基本的には開発当初からも、ここの事業、土地そのものについては木栄さんのものということで、名義は町のものということなんですが、売れる都度、開発に係る委託料をお支払いしていくというふうな、そういう取決めになっております。もちろん、令和5年度中の事業計画の策定というものにつきましては、町のほうからも積極的に後押しといいですか、支援なりしていきながら考えていきたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

5番、安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） 5番、安部です。資料の6ページなんですけども、歳入で事業収入、療養収入という、2,700回、そしてまた、居宅介護の支援事業ということで1万回、今そういう……。

○議長（小寺 俊輔君） 安部議員、今、土地開発事業。

○議員（5番 安部 重助君） ごめんなさい、すみません。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。質疑はよろしいですか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

お諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。よって、第26号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第25 第27号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第25、第27号議案、令和5年度神河町訪問看護事業特別会計予算を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

5番、安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） 5番、安部です。資料6ページの歳入の部分なんですけども、事業収入で療養収入2,700回分、そしてまた、居宅介護支援事業で1万回とい

う数字が出て、事業を予定されておりますけども、この数字については、やっぱり増えておるのか、これまで横並びぐらいの数字なんか、どちらなんでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。令和4年度、令和3年度の実績数値を見ながら、そんなには増えてはいない状況ではございますけれども、そちらの数値によって算定をさせていただいております。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 増えていないということですね。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） はい。

○議長（小寺 俊輔君） 安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） 5番、安部です。いうことは、お亡くなりになられて人口がもうかなり減りよるという中でなんですけども、こういう介護を必要とされる方は、横並びぐらいで推移しとるという考え方でよろしいんでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。この事業につきましては、御自宅で介護が必要な方につきまして看護師等を派遣する事業でございます。令和4年度の実績値でいきますと、失礼しました、1万1,000回程度を予定しているところでございまして、令和5年度につきましても1万回程度ということで算定をさせていただいております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑終結してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

お諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。よって、第27号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第26 第28号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第26、第28号議案、令和5年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

お諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。よって、第28号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第27 第29号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第27、第29号議案、令和5年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

お諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。よって、第29号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第28 第30号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第28、第30号議案、令和5年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

お諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。よって、第30号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第29 第31号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第29、第31号議案、令和5年度神河町浄化槽事業特別会計予算を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。昨年6月に特別会計のほうへ移行しました。そのときに合併槽の処理が更新なのか修理なのか、ちょっとお話しさせてもら

たことあるんですけど、あのときの説明は、ああいう排水施設は全て一体のものなのでってというような言い方されたんですけど、集合処理の場合は、宅内ますまでは公費で持つ部分、そこから奥は個人の負担部分、そういう考え方からしますと、合併浄化槽の場合は、合併浄化槽から下流の部分、出す部分はいわゆる町で管理していったいいのかなと思うんですけど、前の説明でもうちょっとしっくりいかなかったんで、今の考え方でよろしいんですね。

○議長（小寺 俊輔君） 谷総上下水道課長。

○上下水道課長（谷総 和人君） 考え方は変わっておりません。修繕費で令和5年度も予算計上させていただいておりますけれども、令和6年度には、今度は下水道会計のほうに、公営企業会計のほうに移行してまいります。そうなりますと、資産というふうなことで4条予算で今度予算を組むようになりますので、そのときには、修繕費ではなくて工事費で組まないといけないというふうになると思われれます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。私が聞いたかったのは、管理の在り方、管理する部分。これは、もともと合併浄化槽のときはそれぞれ工事をされて、あと、浄化槽の部分、多分補填してたと思うんですけど、6月の説明のときは、全体の排水施設は一連の関係があるから浄化槽も修繕で行うという言い方されたんですね。集合処理の場合は、宅内ますからいわゆるこちら側は個人の部分、そこから中は町が管理しますよ。合併浄化槽の場合は、合併処理槽から流すところまでは、本来は町が持っていていいとは思いますが、その考え方でよろしいんですかってお尋ねしたんですけど。

○議長（小寺 俊輔君） 谷総上下水道課長。

○上下水道課長（谷総 和人君） その考え方で問題ないと思います。合併浄化槽のみ町が管理をしておりますので、それまでに入ってくる管、それから合併浄化槽を過ぎて排水する管については個人管理ということになります。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。昨年6月に一般会計から特別会計に移行しました。今、この前の提案説明でも谷総上下水道課長のほうから、令和6年度に公営企業会計、下水道の事業特別会計に移行していくんやと。この流れというか、要因というか、それを説明されたんかもしれないんですけども、ちょっともう一度お願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 谷総上下水道課長。

○上下水道課長（谷総 和人君） 上下水道課、谷総でございます。まず、令和4年度で補助事業として、市町村設置型ということで合併浄化槽の更新を行うということにしてございますけれども、その補助事業を受けるには、一般会計では駄目やという要綱がありまして、特別会計に取りあえず、一旦、移行させていただきました。それと、令和6年

度には企業会計に移行するように総務省の指導がございまして、まずは、特別会計に移すのは簡単だったわけなんですけども、令和6年度には総務省の指導のこともありまして移行していくということでございます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

お諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。よって、第31号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第30 第32号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第30、第32号議案、令和5年度神河町水道事業会計予算を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑がある方。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。20ページのほうちょっと見ていただきたいんですけど、令和4年度の注記表で、貸倒引当金の取崩しの説明があります。次に、ページ24には、今度は令和5年度と同じような貸倒引当金の取崩しに係る説明があるんですけど、30ページに貸倒引当金の繰入金が30万5,000円になってるんですけど、要は、20ページの説明と24ページの説明の額と、30ページに書いてある額で、どうなるのでこの30万5,000円になるのか、そこの説明をお願いしたいんですけど。

○議長（小寺 俊輔君） 谷総上下水道課長。

○上下水道課長（谷総 和人君） 20ページの貸倒引当金につきましては、これは令和4年度の注記表でございまして、4年度の貸借対照表に係る注記ということで記載してございます。ですから、30ページの金額、これは令和5年度の予算でございまして、金額は違ってございます。以上でございます。（「24ページ」と呼ぶ者あり）

○議長（小寺 俊輔君） 谷総上下水道課長、24ページの部分もありますが。（発言する者あり）

暫時休憩します。

午後4時08分休憩

午後4時09分再開

○議長（小寺 俊輔君） 再開します。

谷総上下水道課長。

○上下水道課長（谷総 和人君） 上下水道課、谷総でございます。申し訳ございませんでした。まず、24ページの貸倒引当金の取崩しについて記載してある金額ですけども、これは、令和5年度で不納欠損をするであろうという予定の金額を記載してございます。それと、30ページの貸倒引当金の繰入額というふうに記載しております金額については、毎年5年遡りまして、平成30年度の未納になっている金額の、全く動きのない金額をこの貸倒引当金のほうに繰り入れるというふうな予算の予定をしてございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。そしたらその差額が、結局、3年度以前の話だよ、たしか。そういう意味やね。いや、その差額、だから30万5,000円で、今20万4,000円言われましたやん。そしたらあと10万円が、もうちょっと前の分の残りということの意味やね。

○議長（小寺 俊輔君） 谷総上下水道課長。

○上下水道課長（谷総 和人君） ちょっと全く違うわけございまして、24ページは不納欠損予定額ということでございますので、これは貸倒引当金というものを積んでおりますので、そこから不納欠損にする分の金額を記載してございます。繰入額については、毎年見込みを立てて、そこに繰入れをしているということで、例えば、令和4年度においては平成29年度の未納の、全く徴収ができない見込みのものを繰入れとして入れておりますので、ちょっと言葉は似てますけども、全く意味合いが違うということで御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 水道事業会計の予算説明資料の5ページの支出、下から3行目ですね、固定資産の購入費で、その他購入費として450万5,000円ということで、これは公営企業会計のシステムの更新費用、下水道事業会計にも同額が上がって、折半してますということやったんですけども、このシステム、前回入れられて何年ぐらいもつもんなのか、その辺のところを教えてください。前回の更新、今回の更新までどれぐらいの期間もったのかという、それと更新する必要性ですね、それを教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 谷総上下水道課長。

○上下水道課長（谷総 和人君） 上下水道課、谷総でございます。まず、使用の年限ですけども、5年間の契約となっております。令和5年度で契約が切れることとなりますので、新しくシステムを更新したいというふうに考えております。今使用しておりますシステムが、かなり古いバージョンということになりますので、ちょっと使用に不便を感じておまして、特に予算の作成、それから決算の資料を作るのに大変職員が、こ

のシステム以外にエクセルで予算を管理しておりまして、それをつくって、つくり込んでいかないと駄目やということで、もう少し今の最新のパッケージ、ほかの他社の部分も考えながら、新しいシステムにしていきたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 分かりました。これについては、システムを5年間契約で利用されるということなんで、保守についてもこの額の中に、契約の中に入とうわけですか、システムの保守は。

○議長（小寺 俊輔君） 谷総上下水道課長。

○上下水道課長（谷総 和人君） 上下水道課、谷総でございます。今現在使っておりますシステムは、スタンドアローン型といたしまして、一つの独立したパソコンで会計システムを使用しておりますけども、それも水道と下水合わせて1台を使っておりますので、誰か一人使っていると、使えないというふうな状況でございまして、大変不便さを感じておりますので。今度はクラウド型といたしまして、サーバーをベンダーのほうに置いて、何台か一遍にそのシステムを使えるようなものを検討してございます。ですから、その費用に係る通信費であったりとか、保守費用っていうのは別に発生することになります。特に令和5年度については、導入していくということで、10月ぐらいには本稼働を見越して、来年度の予算についてはこれで行っていくというふうに見込んでおりますので、大体10月からのその費用については保守費用、それから通信費用というものも発生するというところでございます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

お諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。よって、第32号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第31 第33号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第31、第33号議案、令和5年度神河町下水道事業会計予算を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。上水道でもお尋ねしたのと同じ話なんですけど、20ページの貸倒引当金の部分と、それから24ページの同様の説明と、貸倒引当金、30ページにあります分の額、多分100万ほど超えていたと思うんですけど、その関連性もう一度説明していただけますか。

○議長（小寺 俊輔君） 谷総上下水道課長。

○上下水道課長（谷総 和人君） 上下水道課、谷総でございます。貸倒引当金の御質問でございます。まず、20ページの34万1,000円、この分については令和4年度の不納欠損処理に充てる予定の金額でございます。それと、24ページの貸倒引当金、これは令和5年度の不納欠損を見込んでおります金額を7万5,000円計上させていただいております。

予算の30ページでございますね、貸倒引当金繰入額というところがございますけども、この分については平成30年度で未納になっている部分の未収金で、全く徴収が困難であろうというふうな見込みの金額がここに上がっております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

お諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。よって、第33号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第32 第34号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第32、第34号議案、令和5年度公立神崎総合病院事業会計予算を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。過日の予算説明で、収支不均衡予算編成となりましたというような説明を受けました。これまでは不足する部分につきましては、内部留保資金で補填するというような説明があったんですけど、今回その分は多分なかったような気がしました。それで、予算編成するに当たり内部留保資金の状況、分かりましたら教えていただけませんか。キャッシュフローも踏まえた説明していただければありがたいんですが。

○議長（小寺 俊輔君） 井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。提案説明

の際に、その部分を漏らしておりました。大変申し訳ございません。

企業会計は、現金を伴わない資金を含んでの予算計上でございますので、一般会計では理解し難い赤字予算の調整が認められているところでございます。令和5年度の予算で申し上げますと、非資金性の支出、減価償却費が2億9,073万9,000円、資産減耗費が500万円、長期前払い金償却が1,253万8,000円、雑入のうち4条の控除対象外消費税935万円を計上しておりますけれども、それと収益の長期前受金戻入292万6,000円がございまして、これを差し引きいたしますと、当年度の損益勘定留保資金の額は3億1,470万1,000円となります。

3条予算の収支差が、1億2,557万4,000円というふうに説明をいたしましたけれども、そちらに充当してもなお1億8,912万7,000円の留保資金がありまして、このうちの8,199万1,000円を4条予算の収支差に充当をすると、補填するということろでございまして。

それで、先ほどキャッシュの動きということでもございました。予算書の9ページになります。こちらが令和5年度のキャッシュフローの計算書でございますけれども、今回の予算によりまして、収入及び支出を全て予算どおり執行した場合、下から3段目でございます資金の増加額というところがございまして、9,368万5,000円キャッシュが増える計算でございまして、その1段下に令和5年3月31日のキャッシュ見込みである8億1,683万6,000円が、一番下に掲載をしております令和6年3月31日には9億1,052万1,000円になる見込みであるということでもございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。予算書の28ページ以降ですね、予算実施計画説明書の、その次のページ、29ページの医業外収益の補助金の分なんですけれども、国の補助金、県の補助金ということで、前年までにつきましては新型コロナウイルス感染症の対策のいろんな事業の補助金があって、病院会計の中でも助かっておられた部分はあると思います。2類から5類に移行するという状況の中で、現状では科目設定で予算が1,000円ずつの計上なんですけれども、現時点での、もうそういう今後の収入の見通しっていうのは全然ない、補助等の見通しっていうのはないのか、2類から5類に移行した段階で、今は病院が病棟を確保されておられる、そういう部分がどう変わっていくのか、そういう実際の現場がどう変わっていくのかということと、現時点で国、県等からこういう補助の予定っていうのは、予算編成以降、何か動きがあるのか、その辺、2点教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。令和2年の春に新型コロナウイルス感染症が発症して以来、当院でもコロナの専用病床を確保し

ながら今日まで参ってきております。5類に変わるからといって、すぐにその病床というのを解除するということは恐らくないというふうなことを想定をしておるのですが、県また国のほうから、このようにしなさい、してくださいという要請が、現在のところはない状況でございます。それに付随する補助金の部分につきましても、現在、国からの通知がないという状況でございますので、科目設定にとどめさせていただいているということでございます。また今後、国のほうからそのような指示、要請があった場合につきましては、院内できちんと議論をした上で、地域住民の方に安心して生活できるようにそれぞれの事業を進めてまいりたいと思いますし、補正が生じた場合につきましては、また補正予算の提出をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。もう1点、今度は予算説明資料の28ページ、今後の部分ということで上から3行目、令和5年度には、病院経営コンサルタント支援の下で、当院独自の経営改善計画（仮称）を策定するとともに、総務省が主導する経営強化プランを策定しますということなんですけど、こういう、この計画の整合性といいますか、そういう部分がどういう部分になるのかという、どういう範囲の計画で、このプランとどうマッチしていくのかというのがちょっと見えないんですね。それと、既に病院では中期経営計画等も持っておられると思うんですけども、いろんな計画が同時に進行していく中で、我々もどの計画がどう進みよるかというのがもう一つ見えない状況です。今、病院として今後つくられる計画も含めてですけども、現在ある計画での、我々も勉強不足で分からないので、例えば中期経営計画というのは、いつからいつまでの部分で、どういう中身のことを決めてる計画ですと、目標年次いつです。次つくる計画とかプランというのは、こういう形で動いていきますと。もう簡単なペーパーでいいですから、何か図示したようなもので、それぞれの計画はこういう趣旨で策定してます、こういうふうに動いていきます。そういうものを何か資料として提示いただけないかなと思うんですけども。いかがですか。

○議長（小寺 俊輔君） 井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。ただいま澤田議員のほうからございました、中期経営計画であるとか、病院の強化プラン、また令和5年度に進めようとしております経営改善計画の部分につきまして、現在手持ちでは資料を作っておりませんので、予算特別委員会までに提出をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（小寺 俊輔君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 手持ち資料がないということで御負担かけますけども、少し分かるようにしてほしいのと、それと同時に、住民の方々のアンケートを取られて、それも今進んでますよね。それはまた別個に、そういう問題解決をせんとあかん課題が

あって進めておられる。いろんなことを、ほんま大変やと思うんですけども、病院として整理する意味でも、一度そういうものを作ってほしいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 春名病院副院長兼事務長。

○町参事兼病院副院長兼事務長（春名 常洋君） 病院副院長兼事務長、春名でございます。ただいまの井上からの答弁を補足いたします。1つは、中期経営計画と申しますと従来からの計画ということで、外部の視点があまり入っていない、内部だけで検討した計画となっております。それに対しまして、今回の経営改善計画というところはコンサルタントにも参画いただきまして、全国の病院との比較であるとか、いろんな様々なデータからの分析とか、そういった外からの目線を取り入れて、そこに、現在課題として取り組んでおります経営改革推進室の取組課題ですね、項目、約30項目ほどございまして、それは前回の民生福祉常任委員会でも提示させていただいておるところですが、そういったところを併せまして経営改善計画としまして、今後の病院の姿というところに結びつけたいと考えておるところです。

ですが、そうなりますと、今度は経営強化プランという総務省主導のプランがあるんですが、そちらの切り口とどうしても重なってきてしまうわけです。ですので今、我々のほうでは明確なその切り分けという部分はございませんが、恐らくはほとんど一つのプランとして、もしかすると大きい、対象の広いほうのプランに狭いほうのプランが吸収されるような形になるかもしれませんが、いずれにせよ、その中の計画と外の計画の融合というふうに5年度は取り組んでまいりたいと、そのように考えております。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

お諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。よって、第34号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

○議長（小寺 俊輔君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。委員会に付託した議案審査のため、明日から15日まで休会にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。明日から15日までは休会と決定しました。

次の本会議は、3月16日午前9時30分再開とします。

ここで教育長のほうから、ここにいらっしゃる皆さんとケーブルテレビを御覧の皆さんに、少しお知らせがあるとのことなので、発言を許可します。

入江教育長。

○教育長（入江多喜夫君） 教育長の入江でございます。少しお時間をいただいております。お時間をさせていただきます。

県教委のほうからうれしい知らせが飛び込んでまいりまして、早速、町長のほうへお伝えしたところ、議員の皆様にも、それから今日、管理職の皆様にもお伝えしたらどうかということで御指示ございましたので、少しお知らせをします。

お手元には記者発表資料ということで、裏表のものを配らせていただいておりますが、ふるさと自慢映像大賞というのを県教委のほうで実施しております、これに応募といえますか、しますと、審査を行っていただいて、賞がいただけるということだったのですが、神河中学校のほうで、自分たちの地域とのつながりを実感させ、ふるさと意識の醸成を図るため、自分たちの地域の魅力を紹介する動画を作りまして、これを応募したということでございます。裏面にちょっと、4つの写真があるんですが、これ動画ですと流れるんですが、本当に、生徒たち和気あいあいと私たちの住んでいる神河町を紹介しようよということでぴょんと跳ねて、跳ねると今度、砥峰へ飛んでるとか、そういうふうな形になっているんですが。ここに4つの場面が紹介してありますが、こうすることで、本当に、私たちの神河町を楽しく、そして分かりやすく紹介してくれました。

その作品が評価されまして、13集まったそうなんですが、その中で最優秀賞を獲得することができました。2校選ばれているようなんですが、神河中学校と丹波市立柏原中学校ですが、非常に誇りに思えるような実績を残してくれました。これを皆さんにお伝えしたいと思います。

また、これにつきましては、県教委のほうで見ることができると。それからもし、ちょっと著作権等あるいは県教委の承諾等が必要になるのかなと思うんですが、できればケーブルテレビでもちょっと流して、町民の皆様にも見ていただきたいな、ちょっと手続を踏む関係もございますので、時間かかるかもしれませんが、そのように考えております。以上、報告です。

○議長（小寺 俊輔君） ありがとうございます。

それでは、本日はこれで散会します。

どうも皆さん、お疲れさまでした。

午後4時36分散会